

- 【表紙】
- 【提出書類】 半期報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成20年3月31日
- 【中間会計期間】 自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日
- 【会社名】 ザ・コリア・ファンド・インク  
(The Korea Fund, Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 社長  
(President)  
ロバート・ジェイ・ゴールドシュタイン  
(Robert J. Goldstein)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94111 カリフォルニア州  
サンフランシスコ、フォー・エンバカデロ・センター  
(Four Embarcadero Center, San Francisco, California 94111, U.S.  
A.)  
登記上の所在地  
アメリカ合衆国 21202 メリーランド州  
ボルチモア、イースト・ロンバード・ストリート300  
ザ・コーポレーション・トラスト・インコーポレーテッド気付  
(c/o The Corporation Trust Incorporated  
300 East Lombard Street, Baltimore, Maryland 21202, U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹内 光 一
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所
- 【電話番号】 03 3288 7000
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁 乃
- 【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所
- 【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- 注1. 別段の記載がある場合を除き、本文中、「本ファンド」、「当ファンド」または「当社」とはザ・コリア・ファンド・インクを意味する。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=103.07円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2008年3月3日現在の電信直物相場の対顧客売買相場仲値）により換算されている。同日の対円ウォン電信直物相場の対顧客売買相場仲値は100ウォン=10.93円であった。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
4. 本文中、「韓国」は「大韓民国」を指す。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

当半期中に本国における法制等の概要に重大な変更はなかった。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移（未監査）

年度 項目	2007年 12月31日現在	2006年 12月31日現在	2005年 12月31日現在
(イ) 投資収益(千ドル)	9,267	11,882	14,997
(ロ) 投資純利益(千ドル)	3,884	7,269	9,778
(ハ) 投資有価証券、現物償還、関連会社への投資および外貨建取引に係る実現純利益(千ドル)	227,876	148,469	321,056
(ニ) 投資有価証券および外貨建取引の未実現評価利益 / 損失の純増減額(千ドル)	(126,266)	(42,029)	28,197
(ホ) 投資運用活動による純資産の純増(減)額 = (ロ) + (ハ) + (ニ)(千ドル)	105,494	113,709	359,031
(ヘ) 中間期末資本金 = (ト) × 0.01(ドル)	286,881	242,706	299,637
(ト) 中間期末発行済株式数(千株)	28,688	24,271	29,964
(チ) 中間期末純資産(千ドル)	832,072	883,521	1,174,791
(リ) 中間期末総資産(千ドル)	929,893	1,163,233	1,216,649
(ヌ) 中間期末1株当たり投資純利益(損失)(ドル)*	0.15	0.28	0.29
(ル) 中間期末1株当たり純資産額(ドル)	29.00	36.40	39.21
(ヲ) 新株引受権募集による希薄化の影響(ドル)			
(ワ) 1株当たり配当金および分配金(ドル)	17.41	7.12	0.85
(カ) 自己資本比率 = (チ) / (リ) (%)	89.5	76.0	96.5
(ヨ) 営業活動によるキャッシュフロー			
(タ) 投資活動によるキャッシュフロー			
(レ) 財務活動によるキャッシュフロー			
(ソ) 現金および現金等価物(千ドル)			
(ツ) 従業員数(人)	0	0	0

\*平均発行済株式数に基づいて算定されている。

(2) 最近2会計期間に係る主要な経営指標等の推移

年度 項目	2007年 6月30日現在	2006年 6月30日現在
(イ) 投資収益(千ドル)	18,940	20,253
(ロ) 投資純利益(千ドル)	9,644	10,147
(ハ) 投資有価証券、現物償還、関連会社への投資および外貨建取引に係る実現純利益(千ドル)	464,768	451,792
(ニ) 投資有価証券および外貨建取引の未実現評価利益/損失の純増減額(千ドル)	(211,008)	(115,325)
(ホ) 投資運用活動による純資産の純増(減)額 = (ロ) + (ハ) + (ニ) (千ドル)	263,404	346,614
(ヘ) 期末資本金 = (ト) × 0.01 (ドル)	242,706	269,673
(ト) 期末発行済株式数(千株)	24,271	26,967
(チ) 期末純資産(千ドル)	1,033,216	1,048,087
(リ) 期末総資産(千ドル)	1,113,188	1,127,635
(ヌ) 期末1株当たり投資純利益(損失)(ドル)*	0.38	0.33
(ル) 期末1株当たり純資産額(ドル)	42.57	38.87
(ヲ) 新株引受権募集による希薄化の影響(ドル)		
(ワ) 1株当たり配当金および分配金(ドル)	7.12	0.85
(カ) 自己資本比率 = (チ) / (リ) (%)	92.8	92.9
(ヨ) 営業活動によるキャッシュフロー		
(タ) 投資活動によるキャッシュフロー		
(レ) 財務活動によるキャッシュフロー		
(ソ) 現金および現金等価物(千ドル)		
(ツ) 従業員数(人)	0	0

\*平均発行済株式数に基づいて算定されている。

## 2 【事業の内容】

当半期中に、本ファンドの事業の内容に重大な変更はなかった。

## 3 【関係会社の状況】

当半期中に、関係会社の状況に重大な変更はなかった。

## 4 【従業員の状況】

本ファンドには、従業員はいない。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 概況

2007年12月31日に終了した半期の業績

2007年12月31日までの6ヶ月間の韓国総合株価指数（Korean Composite Stock Price Index：以下「KOSPI」という。本ファンドのベンチマーク）の総投資利益率データは、韓国ウォン建てでは8.81%、米ドル建てでは7.39%であった。

2007年12月31日までの6ヶ月間の本ファンドの総投資利益率データは、純資産額（NAV）ベースでは8.94%（手数料控除後）、時価ベースでは12.13%であった。また2007年の1株当たり期末時価は26.51ドルで、純資産額に対し8.59%のディスカウントであった。

KOSPIは2007年12月31日現在の1897.13で当半期を締め括った。当半期の市場は米国のサブプライム問題関連の悪材料に対して非常に敏感な状況が続いたと当社は考えている。KOSPIは7月に2000の大台に達した後、8月には1640台までの下方調整を伴う深刻な下げとなった。しかしながら当半期の韓国株は、香港/中国株（ハンセン指数：+25.7%、上海総合指数：+37.7%）のような回復力を示すことはなかったものの、日本（日経225：-15.6%）や台湾（台湾TAIEX：-5.5%）などの域内競合国と比べれば概ね健闘した。国内機関投資家が15兆ウォンの買越しとなって引き続き市場を支えた一方で、外国投資家は25兆ウォン近い売越しとなった。国内のマネーフローは好調で、エクイティファンドへの資金流入は堅調を維持し、当半期は毎月平均10%ずつ拡大した。市場では年末に向け、国内で上場された海外投資ファンド、特に中国とBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）に注目したファンドの成長が著しかった。上位500社では年間の営業利益が総額で24%増となるなど、国内企業の収益の伸びも市場に有利に働いた。上述の世界的な信用不安によるリスク回避傾向の高まりを背景に海外から流動資金が引き上げられたため、韓国ウォンは8月と11月には値を下げ、2007年の上昇率は概して昨年を下回った。

当半期中の最も重要な出来事は、12月19日に実施された大統領選挙である。対立候補らがいわゆるBBKスキャンダル（株価操作疑惑）を巡って李明博氏個人を激しく追及したが、年間を通じて予想されていた通り、同氏が大幅で選出された。新政権が不振にあえぐ不動産市場の復活に向けて政策転換を図るとの期待を受け、建設部門は当半期中に10.5%上昇した。不正資金疑惑から生じたサムスン・グループの規制問題は地合いを悪化させ、サムスン・コーポレーションを含む多くのサムスン銘柄が影響を受けた。

部門別では保険銘柄が最高の運用実績を上げ、当半期中45%上昇した。損害保険銘柄は自動車保険料の引上げが利益に直結したため、増益に転じた。保険部門では、ロッテ・グループが大韓火災海上の支配持分をほぼ株価純資産倍率5倍に相当する額で買収することに合意するなど、M&A活動も有利な要因となった。運輸部門も32%の上昇となり、KOSPIを上回る運用実績を上げた。大韓航空はコリア・ラインや汎洋商船(STX Pan Ocean)とともに、大口割引の急増を背景に運輸部門の主な推進力となった。通信部門も11%と健闘したが、これはSKテレコムがハナロテレコムの買収を発表したことや、これがKTフリーテルもKTコーポレーションに間もなく吸収合併されるのではという憶測を呼んだことが要因であった。一方、銀行株はKOSPIに遅れをとり、この6ヶ月間で8%の低下となった。世界的な信用不安の中で、中小企業に対する貸付要件の強化も銀行部門を圧迫し、金融部門には悲観論が蔓延した。ウリ銀行は債務担保証券(CDO)について大きなエクスポージャーを抱えているが、これ以外は韓国の銀行がサブプライム住宅ローンについて少額のエクスポージャーしか抱えていないことは注目すべきである。技術部門ではメモリチップに回復の兆しが見られず、株価は0.1%とわずかながら下落し、低迷状態が続いた。ただし同部門ではLG電子が当半期に30%、LGフィリップスLCDが15%上昇するなど、強さを見せつけた。新しい経営陣に率いられたLG電子は携帯電話機事業で業績を大きく好転させ、多くの者がその事業再編の成功の信奉者となった。LPLは業界の上昇傾向に乗り、ここ数年間で初めて大きな利益を上げた。

#### パフォーマンス要因の概説

2007年第3四半期は、工業銘柄のオーバーウェイトが要因となり、本ファンドの半数以上の保有銘柄がKOSPIを上回った。これに加えて嗜好消費財、素材およびエネルギー部門のアンダーウェイトが本ファンドの運用実績に有利に働いた。米国の個人需要が落ち込む可能性があり、またメモリチップ市場の見通しが予想よりも悪いため、当社は技術部門についてはオーバーウェイトを維持しつつも、選択的に保有を減らした。ただし当社のノン・ベンチマーク運用の主要銘柄であるNHNコーポレーションについては同四半期の初期に組入れ率を引き上げたところ、同銘柄は同四半期末に向かって非常に好調な運用実績を見せた。同四半期は米国のサブプライム住宅ローン市場がきっかけとなって市場が激しく乱高下したが、当社は工業部門のオーバーウェイトを維持し、これが当社の運用実績に利益をもたらした。

2007年第4四半期は、情報技術銘柄のオーバーウェイトが本ファンドの総投資利益率データの上昇に最も貢献する要因となった。情報技術部門では、NHNコーポレーションが運用実績にとって最大の貢献者となり、半導体銘柄のアンダーウェイトと相まって、KOSPIを上回る運用実績を生み出した。運用実績に対する工業部門の貢献は当社の期待するほどではなかったが、同部門の現代重工業や現代開発などの個別銘柄は最高の部類に入る実績を上げた。しかしながら、造船2銘柄（大宇造船海洋とサムスン重工業）は、本ファンドの運用実績にとって同四半期中最大のマイナス要因の一つとなった。これに加えて、通信サービス部門は、市場参加者のリスク選好が弱まり、また業界再編の期待が高まる中で反騰相場となったため、同部門のアンダーウェイトが結果として本ファンドの運用実績にマイナスの影響を及ぼした。当社は同四半期中、工業部門のオーバーウェイトを維持しつつも、造船分野のポジションを削減して利益を確定し、建設分野への切替えを行った。また、嗜好消費財部門のうち自動車部品や百貨店などの銘柄についても、事業環境が厳しく、株価評価に魅力がないことから保有を削減した。

#### 市場の見通し

当社は、2008年第1四半期の韓国経済は、1)世界経済の成長率が低下する中で、輸出部門の成長率が昨年を下回ること、2)輸入価格の上昇によりインフレ圧力が高まること、および3)金利が上昇して家計支出が減速する可能性があることなどの経済情勢のマイナス要因により、成長の勢いが弱まるものとみている。

しかしながら当社は、韓国経済がグローバル市場からのこのような逆風を、これまでよりはるかにうまく切り抜けられると信じている。それは、李明博氏率いる新政権が2008年に、家計と企業の双方を対象とする減税や、不動産市場の規制緩和、海外直接投資にとって有利な政策の実施、研究開発・社会資本投資の増加などの「成長促進」政策を推し進める意向を示しているためである。

当社は、マクロ環境の評価を踏まえて、短期的には株式市場の変動率が上昇する可能性が高いと考えているが、新政権の政策が一旦完全に実施されれば、株式市場の見通しは中期的には上向くものと信じている。インフレ圧力の高まりが懸念されることから、韓国銀行が急速に金利を引き下げることはないと当社は予測している。しかしながら、ひとたび経済成長率が下降する危険性が高いと判断すれば、韓国銀行はより柔軟な金融政策を採る可能性がある。

上記「(1)概況」はポートフォリオ・マネージャーの見解であり、各会社については2007年12月31日に終了した半期に関する株主向け半期報告書の日付現在の見解が反映されている。これらの見解は、景況、市況またはその他の状況に基づいて何時でも変更される可能性があり、各社はかかる見解を更新する責任を否認している。これらの見解は投資アドバイスとして信頼されるべきものではない。また、本ファンドの投資決定は多数の要因に基づいて行われるものなので、これらの見解を本ファンドのために行う売買の意図を示すものとして信頼することはできない。特定の銘柄への言及は、投資推奨または投資アドバイスとして解釈されるべきではない。これらのうち将来を見通した一定の見解はリスクと不確実性を伴うものであり、1995年米国民事証券訴訟改革法の意味における「将来の見通しに関する記述」である。かかるリスクおよび不確実性には、証券市場の低迷や本ファンドの運用実績の低下、経済全般の低迷、他社との競争、政府の政策もしくは規則の変更、主要な従業員を会社に引き付け、引き留める能力の欠如、営業戦略および/もしくは買収戦略を実施する能力の欠如、ならびに訴訟関連手続きもしくは政府や自主規制機関の調査に関する予期せぬ費用その他の効果、等による悪影響がある（ただしこれらに限られない。）。

(2) 投資状況

投資有価証券概要および運用実績（2007年12月31日現在）

総投資利益率データ (1)	6ヶ月間	1年間	5年間	10年間
時価	12.13%	29.92%	32.92%	26.75%
純資産額 (NAV)	8.94%	27.40%	28.93%	31.83%
KOSPI (2)	7.39%	31.40%	30.81%	24.75%
MSCI Korea (総投資利益率データ) (3)	8.75%	31.85%	30.89%	30.57%
MSCI Korea (価格リターン) (3)	8.64%	29.95%	28.81%	28.71%

注(1) 過去の実績は将来の成績を保証するものではない。総投資利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総投資利益率データは、ブローカーの手数料を反映していない。1年未満の期間の総投資利益率データは、年次ベースに調整されていない。1年超の期間の総投資利益率データは、年平均の値である。

(2) 韓国総合株価指数 (KOSPI) は、韓国取引所株式部門に上場されているすべての普通株式の非管理時価総額加重型指数である。本ファンドのリターンとは異なり、同指数のリターンには手数料や費用は反映されていない。指数への直接投資は認められていない。1年超の期間の総投資利益率データは、年平均の値である。

(3) モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル韓国インデックス (MSCI Korea) は、韓国国内企業銘柄の時価総額加重型指数である。同指数は韓国証券市場の運用実績を表すものであり、米国投資家が入手できない一定の市場区分の銘柄は除かれている。MSCI Korea (総投資利益率データ) は配当が再投資されたものとして計算されているのに対し、MSCI Korea (価格リターン) は配当の再投資を前提としていない。また、本ファンドのリターンとは異なり、両指数のリターンには手数料や費用は反映されていない。指数への直接投資は認められていない。1年超の期間の総投資利益率データは、年平均の値である。

本ファンドへの投資には、元本割れ等のリスクが伴う。総投資利益率データ、時価および純資産額は市況の変化に伴って変動する。上記のデータは情報提供のみを目的として提供するものであり、売買目的での使用を意図するものではない。オープンエンド型投資信託とは異なり、クローズドエンド型投資信託

託では常に募集が行われるわけではない。クローズドエンド型投資信託の株式については、公募は一回だけ行われ、一旦発行されれば証券取引所を通じて公開市場で販売される。純資産額は資産総額から負債総額を差し引き、発行済株式数で割った値である。保有状況は毎日変化する。

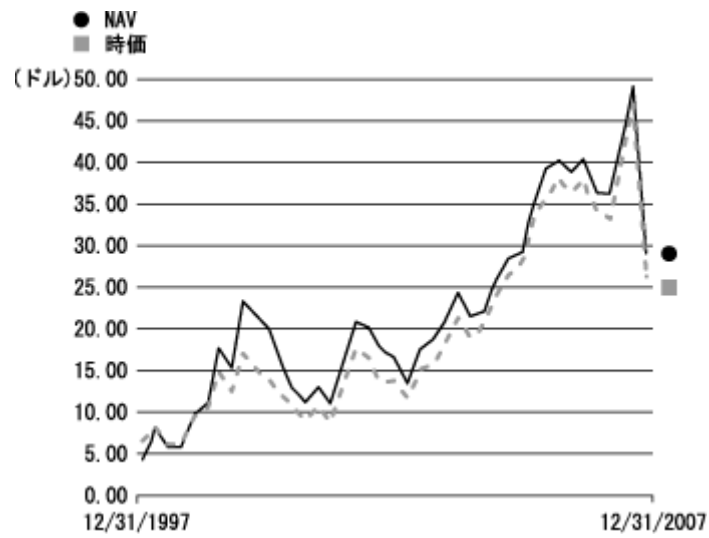
産業別分散状況（純資産額に占める割合）	2007年12月31日	2007年6月30日
造船	12.1%	15.6%
商業銀行	10.2%	4.8%
半導体	9.1%	14.3%
金属・鉱業	8.8%	8.0%
建設	8.5%	5.5%
卸売	5.3%	1.5%
インターネット・ソフトウェアおよびサービス	4.3%	3.9%
化学	3.6%	1.1%
食品小売	3.5%	3.5%
保険	3.3%	6.3%
タバコ	3.2%	1.9%
その他	28.1%	33.6%

保有株式上位10銘柄	業種	純資産額に占める割合
1. サムスン電子	電子部品の製造	7.5%
2. POSCO	鋼材の製造	7.1%
3. 現代重工業	造船	6.4%
4. 新韓金融グループ	消費者金融および商業銀行業	4.8%
5. 新世界百貨店	ディスカウント・ストアの経営	3.5%
6. GS建設	土木工事および建築請負	3.4%
7. 大宇造船海洋	造船	3.3%
8. サムスン火災海上保険	保険商品の販売	3.3%
9. サムスン	総合商社	3.3%
10. KT&G（韓国タバコ人参公社）	タバコ製品の製造	3.2%

#### 時価 / NAV

時価	26.51ドル
NAV	29.00ドル
NAVに対するディスカウント	(8.59)%

## 時価 / NAV実績 (1997年12月31日 ~ 2007年12月31日)



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

該当なし。

### 3 【対処すべき課題】

本ファンドの定款および附属定款中、買収防衛効果を持つ可能性のある規定は以下のとおりである。本ファンドの定款（改正を含む。）および附属定款には、他の者が本ファンドの支配権を取得し、本ファンドに一定の取引を行わせ、または本ファンドの構成を変更する能力を制限する効果を有する可能性のある規定が置かれている。かかる規定は、第三者が本ファンドの支配権を取得する意欲を減退させることにより、株主がその持株をその時の時価を上回る価格で売却する機会を剥奪する効果を有する可能性がある。その一方で、かかる規定により、本ファンドの支配権を取得しようとする者はかかる支配権の取得に必要な株式の対価として支払うべき価格について本ファンドの経営者と交渉することが必要となる可能性があり、連続性と安定性が推進され、また投資目的に合致する長期戦略を追求していく本ファンドの能力が高められる。本ファンドの定款（改正を含む。）および附属定款のかかる一定の規定に関する以下の考察は、完全であることを意図したものではなく、メリーランド州法ならびに本ファンドの定款（改正を含む。）および附属定款に従い、またこれらを参照することによって全体として適正とされるものである。

#### 取締役会のクラス分け

取締役会のクラス分けは、経営者の連続性と安定性を推進するが、株主にとっては取締役の過半数を交代させることがより困難になる。なぜなら、そのためには通常少なくとも2回の年次取締役選挙を経なければならないからである。

#### 多数決による取締役の選任

多数決による取締役の選任は、株主による新たな取締役の選任をさらに困難なものとする。なぜなら、通常はいずれの取締役も過半数の投票を獲得することはないからである。メリーランド州法の下では、候補者が必要な数を下回る投票しか獲得しなかったために1名以上の取締役についてその選任に失敗した場合には、現任の取締役が、次回の取締役選任時まで、かつ後任者が正式に選任され資格を得る時まで在任し、任務を続けることとなる。

#### 取締役会の欠員の補充

上述の通り、本ファンド取締役会の欠員は取締役によってのみ補充され、また欠員補充のために任命された取締役は、原則として同人が任命されたクラスの任期が終了する時まで、かつ後任者が選任され資格を得る時まで職を務める。したがって、本ファンドの発行済社外株式の過半数を支配しているが取締役会の過半数を支配していない者は、取締役会の員数を増加したり、新たに生じた欠員をその独自の候補者で補充したりすることはできない。

#### 取締役の解任

本ファンドの取締役は正当な理由のみによって解任され得るので、本ファンドの取締役を解任することは、本ファンドの取締役会の支配権を得ようとする者にとって実現可能な選択肢ではない。

#### 取締役会・株主による特別多数決の要件

上述の通り、一定の臨時決議に対して株主および取締役の特別多数決を求める方法は、本ファンドの支配権を取得しようとする者が、発行済社外株式の過半数および/または本ファンド取締役会の過半数の支配権を取得した後であっても、これらの決議を行う能力を制限する働きがある。

#### 株主による推薦および提案のための事前通知手続き

本ファンドの附属定款には、年次株主総会で取締役選任候補者の指名または新たな議題の提案をしたい株主は、附属定款の事前通知に関する規定に従わなければならないとの規定が置かれている。附属定款は、本ファンドは所定の手続きによらない指名および提案を審議しないと規定している。取締役の指名に関してこのような事前通知要件があるため、経営者は、もしそうすると決定した場合には、意見を異にする候補者を破るために、独自の代理委任状を勧誘する時間を確保することができる。同様に、株主提案について適切な事前通知があれば、経営者はかかる提案を検討し、かかる提案を採択するよう株主に推奨するか否かを決定するための時間を確保できる。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当半期中に、経営上の重要な契約等に重大な変更はなかった。

### 5 【研究開発活動】

該当なし。

### 6 【投資先(韓国)の状況】

当半期中に、重大な変更はなかった。

第3 [事業の状況]、1 [業績等の概要]、(1)「概況」を参照のこと。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

本ファンドは、重要な設備を所有しておらずまた賃借もしていない。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2007年12月31日現在)

授権株式数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式 200,000,000 株	28,688,066 株	171,311,934 株

##### 【発行済株式】

記名式・無記名式の別及び額面・無額面の別	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
記名式 額面(1株0.01ドル)	普通株式	28,688,066 株	ニューヨーク証券取引所

#### (2) 【発行済株式総数及び資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金			摘要
	増減数(株)	残高(株)	増減額(ドル)	残高(ドル)	残高(円)	
2007年6月30日 現在		24,270,617		242,706	25,015,707	
当該中間会計期間における増加(減少)	4,417,449		44,175			株式配当による新株発行
2007年12月31日 現在		28,688,066		286,881	29,568,825	

### (3) 【大株主の状況】

本ファンドの発行済株式総数の5%以上を実質的に所有している者は以下の通りである。

実質的所有者の氏名および住所	実質所有の株式数	発行済株式総数に対する割合
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループ PLC 英国ロンドンEC3M 1LX、イーストチープ10、 シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・リミテッド気付	3,638,394株 (注1)	12.68%
ラザード・アセット・マネジメントLLC アメリカ合衆国 10112 ニューヨーク州、ニューヨー ク、ロックフェラープラザ30	1,933,450株 (注2)	6.74%

(注1) 2008年1月9日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループ PLCは、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッドの支配を通じて、これらの株式に関して、単独議決権および単独投資権を有しているとみなされる。

(注2) 2008年1月31日現在、ラザード・アセット・マネジメントLLCは、1,930,750株に関して単独議決権を、1,933,450株に関して単独で処分する権限を有している。

本ファンドの発行済株式総数の5%以上を実質的に保有する株主は、米国証券取引委員会への報告を要求されている。大株主に関する上記情報は、本ファンドの株式の保有に関して、上記株主が米国証券取引委員会に対して提出した報告に基づく情報に専ら依拠している。

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

ニューヨーク証券取引所

月別	2007年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	44.90ドル (4,628円)	42.45ドル (4,375円)	46.06ドル (4,747円)	50.80ドル (5,236円)	50.29ドル (5,183円)	30.34ドル (3,127円)
最低	40.45ドル (4,169円)	35.82ドル (3,692円)	41.30ドル (4,257円)	45.55ドル (4,695円)	28.17ドル (2,903円)	26.12ドル (2,692円)

### 3 【役員の様況】

昨年の有価証券報告書の提出日以降、本半期報告書の提出日現在までの間に、役員の様況に異動はなかつた。

## 第6 【経理の状況】

(イ)ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)の上半期(2007年7月1日から2007年12月31日まで)の中間財務書類は米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成されている。

本ファンドが採用する会計処理の原則および手続きならびに財務書類の表示方法のうち本邦で一般に認められた企業会計の基準と相違するもので重要なものは、「3 日米の会計慣行の相違」のところでその旨およびその内容を記載している。

本ファンドの中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という)第74条第1項の規定に従って作成されている。

(ロ)添付の本ファンドの中間財務書類はアメリカ証券取引委員会(SEC)に提出された中間財務書類(原文)に基づき作成されたものであり、2007年7月1日から2007年12月31日までの中間財務書類については、米国における独立登録会計事務所の監査を受けていない。

(ハ)本ファンドの中間財務書類(原文)は米国ドルで作成されている。中間財務諸表等規則第77条の規定に基づき日本円換算額を記載しているが、その換算は1ドル=103.07円(2008年3月3日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の電信直物相場の対顧客売買相場仲値)の換算率を用いて計算されている。金額は千円単位で四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上のためだけのものであり、米国ドルの金額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ニ)なお、円換算額および「2 その他」ならびに「3 日米の会計慣行の相違」に関する記載は、原文の中間財務書類には含まれていない。

1 【中間財務書類】

a) 2007年12月31日に終了した6ヶ月間の中間財務書類  
ザ・コリア・ファンド・インク貸借対照表(未監査)

科目	2007年12月31日現在	
	ドル	千円
資産：		
投資有価証券、時価、貸付有価証券48,132,442ドル(取得原価482,252,248ドル)を含む	901,197,480	92,886,424
現金(取得原価11,462,141ドルおよび時価11,380,422ドルの外貨を含む)	17,525,434	1,806,346
未収配当金	8,419,321	867,779
売却投資に関する未収金	2,633,124	271,396
貸付有価証券未収利息(純額)	77,742	8,013
前払費用	40,217	4,145
資産合計	929,893,318	95,844,104
負債：		
貸付有価証券の担保に伴う未払金	51,036,195	5,260,301
未払配当金	42,171,457	4,346,612
投資有価証券購入に伴う未払金	3,548,356	365,729
未払投資運用報酬	532,151	54,849
未払費用	533,076	54,944
負債合計	97,821,235	10,082,435
純資産	832,072,083	85,761,670
純資産：		
普通株式：		
額面(額面価額0.01ドル、発行済株式数28,688,066株に適用)	286,881	29,569
額面価額を超過する払込資本	256,799,523	26,468,327
未分配投資純利益	838,399	86,414
累積実現利益	155,245,026	16,001,105
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価純利益	418,902,254	43,176,255
純資産	832,072,083	85,761,670
1株当たり純資産額	29.00	2,989円

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク損益計算書(未監査)

科目	自 2007年7月1日 至 2007年12月31日	
	ドル	千円
投資収益：		
配当金 (1,676,635ドルの外国源泉徴収税控除後)	8,484,788	874,527
貸付有価証券による収益	632,098	65,150
利息(8,224ドルの外国源泉徴収税控除後)	150,335	15,495
投資収益合計	9,267,221	955,172
費用：		
投資管理報酬	3,912,016	403,211
保管報酬	612,328	63,113
法務報酬	328,093	33,817
取締役への報酬および諸費用	169,924	17,514
株主に対するコミュニケーション費用	145,181	14,964
支払保険料	81,317	8,381
会計代行報酬	54,798	5,648
監査および税務サービス報酬	41,400	4,267
証券代行報酬	8,734	900
その他	29,661	3,057
費用合計	5,383,452	554,872
投資純利益	3,883,769	400,300
実現利益(損失)および未実現利益(損失)の増減：		
実現純利益(損失)の内訳：		
投資有価証券	228,565,113	23,558,206
外貨建取引	(689,282)	(71,044)
未実現評価利益 / 損失の純増減額：		
投資有価証券	(126,241,232)	(13,011,684)
外貨建取引	(24,867)	(2,563)
投資有価証券および外貨建取引による実現純利益および未実現利益の増減	101,609,732	10,472,915
投資運用活動による純資産の正味増加額	105,493,501	10,873,215

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク純資産変動表

科目	自 2007年7月1日 至 2007年12月31日 (未監査)		自 2006年7月1日 至 2007年6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
投資運用活動：				
投資純利益	3,883,769	400,300	9,643,928	994,000
投資有価証券、現物償還、関連会社への投資および外貨建取引に係る実現純利益	227,875,831	23,487,162	464,768,036	47,903,641
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価利益 / 損失の純増減額	(126,266,099)	(13,014,247)	(211,007,677)	(21,748,561)
投資運用活動による純資産の純増加額	105,493,501	10,873,215	263,404,287	27,149,080
株主に対する配当金および分配の内訳：				
投資純利益	(4,920,003)	(507,105)	(10,994,589)	(1,133,212)
実現純利益	(424,125,081)	(43,714,572)	(161,812,200)	(16,677,983)
株主に対する配当金および分配合計	(429,045,084)	(44,221,677)	(172,806,789)	(17,811,196)
資本取引：				
配当金および分配の再投資	122,407,521	12,616,543	-	-
株式買付け価額	-	-	(105,467,939)	(10,870,580)
資本取引からの純増加(減少)額	122,407,521	12,616,543	(105,467,939)	(10,870,580)
純資産の減少合計	(201,144,062)	(20,731,918)	(14,870,441)	(1,532,696)
純資産：				
期首純資産	1,033,216,145	106,493,588	1,048,086,586	108,026,284
期末純資産 (未分配投資純利益それぞれ838,399ドルおよび1,874,633ドルを含む)	832,072,083	85,761,670	1,033,216,145	106,493,588
その他の情報(単位：株)：				
期首発行済株式数	24,270,617		26,967,347	
配当金および分配の再投資による株式発行	4,417,449		-	
株式買付け	-		(2,696,730)	
期末発行済株式数	28,688,066		24,270,617	

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記

2007年12月31日(未監査)

### 1. 組織および重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、修正された1940年の投資会社法の下でメリーランド州法人として設立されたクローズドエンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録されている。

本ファンドは、韓国企業の有価証券(主に持分証券)への投資を通じて長期キャピタル・ゲインを追求している。

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は財務書類の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

通常の業務において、本ファンドは、一般補償条項を含む契約を締結する。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

2006年7月、財務会計基準審議会は、解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を公表した。解釈指針は、本ファンドのようなパス・スルー事業体を含む全事業体について、本ファンドの所得申告(事業体が特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。本ファンドの経営陣は、解釈指針を検討した結果、2007年12月31日現在、本ファンドの財務書類への影響はないと判断した。

2006年9月、財務会計基準審議会は、財務会計基準書(以下「SFAS」という)第157号「公正価値測定」を公表した。SFAS第157号は、公正価値の定義を明確にし、当初の認識後の中間および年次会計期間の資産および負債を測定するために公正価値の使用に関する開示範囲を拡大するよう会社に要求している。SFAS第157号の適用により、測定日の市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却時に受け取る価格、または負債の譲渡時に支払う価格の使用が要求される。SFAS第157号は、2007年11月15日より後に開始する事業年度、および当該事業年度における中間期間に関して発行される財務書類に適用される。現時点において、本ファンドは、今後の適用について判断するために当該基準書を現在の評価方針と比較検討している最中である。

以下は、本ファンドが採用した重要な会計方針の要約である。

## (a) 投資有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能なポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、時価で計上される。市場価格が容易に入手可能でない、または有価証券の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある事象が発生する場合、ポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、取締役会、あるいは取締役会が設定した指針に従い自身の裁量による判断を任された者が設定した指針に従って誠実に、公正価値で評価される。本ファンドの投資有価証券は日々評価され、ディーラーの指値により提供される価格を用いて、またはかかる有価証券に対するプライマリー・マーケットである取引所における直近の売買価格、あるいは店頭取引がプライマリー・マーケットである当該有価証券または売買取引がない上場有価証券に対する直近の仲値を用いて評価される純資産額は、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)の取引が行われている日々のNYSEの通常取引終了時(通常東部標準時午後4時)に計算される。韓国の持分証券に関して、本ファンドは、統計調査サービスにより提供されるモデリング・ツールを用いて有価証券を公正価値で毎日評価する。当該サービスは、市場の過去の業績およびその他の経済データ(米国の有価証券の価額または有価証券指数の変動を含む可能性がある)に基づく統計およびプログラムを使用している。本ファンドが韓国の持分証券に適用する公正価値の見積りは、当該証券の売却により実現される価額と異なる可能性がある。満期までの期間が60日以内である短期有価証券は、満期までの当初の期間が60日以内である場合は償却原価で評価され、満期までの当初の期間が60日を超過する場合は満期の61日前にその価値を償却することにより評価される。本ファンドが有価証券を評価するのに使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なる可能性があり、その差額は財務書類に対して重要となる可能性がある。

## (b) 投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、約定日に計上される。受取利息は外国源泉徴収税を控除して発生主義に基づいて計上される。投資有価証券からの実現損益は個別原価主義で計上される。

配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の公表額は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取ることとなる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に適宜計上される。

## (c) 連邦法人所得税

本ファンドは、課税対象利益をすべて分配し、規制された投資会社に適用される1986年米国内国歳入法(改正)の条項に従う意向である。従って、米国連邦法人所得税に対する引当金は要求されていない。

現行の米国 韓国間の租税条約(以下「当条約」という)に基づき、韓国政府は、還付不能な源泉徴収税と住民税を配当に対して合計16.5%および韓国の発行体から本ファンドが稼得した利息に対して13.2%の率で課している。当条約に基づき、実現キャピタル・ゲインについては、韓国では源泉徴収税を課さない。

本ファンドには、株式公開買付けおよび2006年9月27日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の現物償還により、有価証券取引税が総額524,495ドル課された(注記1(d)および6を参照のこと)。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された。

## (d) 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日までに、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記6を参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。当該放棄が、その他の点では本ファンドの事業に影響を及ぼさない。

現在、韓国の銀行および指定された特定の公開企業ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2007年12月31日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国民銀行など国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または全北銀行など地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。特定の公開企業および電気通信会社に関して、エス・ケイ・テレコムにおける本ファンドの所有株式には、2007年12月31日現在、外国人による保有制限49%が適用されていた。

#### (e) 配当金および分配

本ファンドは、投資純利益による配当金および実現キャピタル・ゲイン純額の分配がある場合は毎年宣言する。本ファンドは、配当落日に株主への配当金および分配を計上する。投資純利益および実現キャピタル・ゲイン純額による配当金および分配の金額は、連邦法人所得税上の規定に準拠して決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの会計上と所得税上の差異("book-tax" differences)は、一時的または永続的な性質のいずれかであると考えられる。これらの差異が永続的な性質である限り、かかる金額は、法人所得税上の会計処理に基づいて資本勘定の科目内で組替えられる。一時的な差異には組替が要求されない。配当金および/または分配が連邦法人所得税上の当期および累積利益を超過する範囲まで、かかる利益は払込剰余金の元本超過部分の配当金および/または分配として計上される。

特定の収益およびキャピタル・ゲインからの分配についての時期および性質は、毎年、連邦税上の諸規則に基づいて決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの相違は、主に、消極的外国投資会社、外貨建有価証券および損失を伴ない売却される一部の有価証券に対する投資に関するものである。その結果、会計期間における投資有価証券取引についての投資純利益(損失)および実現純利益(損失)と当該期間における分配金額との間に重要な差異が生じる。従って、本ファンドは純資産額に影響を与えることなく、定期的に資本勘定の科目の一部組替を行うこととなる。

#### (f) 外貨換算

本ファンドの会計記録は、以下のとおり米ドルで記録されている。(1)投資有価証券の外貨建の時価ならびに外貨建のその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して換算されている。(2)購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで換算されている。その結果生じる為替差損益純額は、損益計算書に含まれている。

本ファンドは通常、有価証券の時価の変動により生じた経営成績のぶれから為替変動の結果生じた経営成績のぶれを切り離していない。従って、かかる為替差損益は、投資有価証券に係る実現および未実現損益純額に含まれている。しかしながら、本ファンドは、米国連邦法人所得税上の諸規則に従って、外貨建債務の売却または満期時の損益を算定する場合に為替変動の影響を切り離している。かかる金額は、財務報告および法人所得税上の報告目的で為替差損益として分類される。

2007年12月31日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=936.05ウォンであった。

#### (g) 貸付有価証券

本ファンドは、有価証券の貸付に従事している。貸付は、常に少なくとも貸付有価証券の時価と同等の価値を有する担保により保証されている。貸付期間において、本ファンドは、借り手からの手数料を受け取るおよび/または現金担保の投資に係る利息を稼得する間、引き続き貸付有価証券に係る配当金または同等の金額を受け取る。貸付有価証券による収益は、損益計算書にそのように開示されている。借り手に支払われる交渉によるリベートおよび取引費用控除後の現金担保の投資による収益は、本ファンドと仲介業者の間で配分される。貸付有価証券に対して受け取った現金担保は投資有価証券明細表において識別される有価証券に投資されており、対応する負債は貸借対照表において認識される。貸付は、本ファンド又は借り手の意思により終了される。

貸付の終了時に、借り手は、貸付有価証券と同一の有価証券を貸し手に戻す。本ファンドは、有価証券の貸付に関して、合理的な仲介手数料、一般管理手数料および保管手数料を支払う可能性があり、また担保に関して稼得した利息を借り手と分配する可能性がある。本ファンドは、有価証券の借り手が財政上破綻した場合、貸付有価証券の回収の遅延または権利喪失のリスクにさらされている。本ファンドはまた、現金担保で購入した有価証券の価値が低下した場合の損失のリスクにさらされている。

#### (h) リスクの集中

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

## 2 投資運用会社 / 副顧問会社 / 副管理会社

本ファンドは、RCM キャピタル・マネジメントLLC(以下「投資運用会社」という)との、投資運用契約(以下「契約」という)を締結した。取締役会の監視のもとで、投資運用会社は、直接または選任された他者を通じての運用、本ファンドの投資活動、企業事象、およびその他の管理状況に対して責任を有する。当該契約に従い、投資運用会社は、以下の年率で毎月支払われる年間手数料を受け取る。本ファンドの2億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.75% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して0.725% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.70% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.675% 10億ドルを超える本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.65%。2007年12月31日に終了した6ヶ月間において、本ファンドは、本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.71%の実効利率による投資運用報酬を支払った。

投資運用会社は、本ファンドの投資を管理し、本ファンドに対する管理サービスを提供するために、それぞれ関連会社であるRCM アジア・パシフィック・リミテッド(以下「副顧問会社」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「副管理会社」という)を保有している。本ファンドではなく投資運用会社が、受取手数料の一部をサービスの対価として副顧問会社および副管理会社に支払う。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、上場保険金融サービス会社であるアリアンツSEの完全所有間接子会社である。

### 3 有価証券投資

2007年12月31日に終了した6ヶ月間において、投資有価証券(短期投資を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ189,106,161ドルおよび473,999,706ドルであった。

### 4 法人所得税情報

ポートフォリオ証券482,252,248ドルの原価基準は、連邦法人所得税および財務報告目的上、実質的に同じである。時価が税務上の原価を上回っている有価証券の未実現評価総利益は、435,020,870ドルである。税務上の原価が時価を上回っている有価証券の未実現評価総損失は、16,075,638ドルである。連邦法人所得税課税上の未実現評価純利益は、418,945,232ドルである。

### 5 株式の買戻し

取締役会は、本ファンドの株式が1株当たり純資産額に対しディスカウントされて取引される場合、本ファンドが公開市場において定期的に株式の買戻しを行うことを承認している。取締役会による定期的な見直しにより、買戻しは、本ファンドの投資運用会社が本ファンドの目標が達成されると考える時期および金額で行われる可能性がある。取締役会は、本ファンドの2007年10月24日付の定例取締役会で株式買戻しプログラムを修正した。この新しい株式買戻しプログラムに従い、本ファンドの投資運用会社および副顧問会社は、ファンドの割引を毎週監視し、20営業日における本ファンドの日次平均割引率が取締役会によって適時決定される一定の基準値を超えた場合、買戻し委員会による会議が開催される。買戻し委員会は、3人の独立した取締役である本ファンドの社長、財務役、財務役補佐ならびに秘書役および副管理会社のクローズドエンド型ファンドの取締役で構成されている。同会議開催以降、買戻し委員会は株式の買戻しを実施するかどうかの決定について責任を負う。本ファンドは、2007年12月31日に終了した6ヶ月間または2007年6月30日に終了した事業年度において株式の買戻しを行わなかった。

### 6 株式公開買付け

2006年9月29日に、本ファンドはオファー期日の翌日の2006年10月30日の1株当たり純資産額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済株式の約10%である普通株式2,696,734株までの株式公開買付けを開始した。このオファーにより株式の交換を行う株主は、本ファンドのポートフォリオの比例持分を受領することとなる。買付けられた株式は2,696,730株で、その価額は105,467,939ドルであった。

### 7 ファンドの所有者

2007年12月31日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCは、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCが行った規制当局への報告によれば、本ファンドの発行済株式約15%を所有していた。

## 8 訴訟手続き

この開示は、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員に関連している。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、以下に記載されている事象が本ファンドまたは本ファンドに関連する各投資顧問活動を行う能力に重大な悪影響を及ぼす可能性はないと考えている。

2004年6月および9月に、副管理会社、一部の関連会社（アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ディストリビューターズLLC、PEAキャピタルLLCおよびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカを含む）は、副管理会社が投資顧問である一部のオープンエンド型ファンドに関して、連邦および州証券法の違反を主張する証券取引委員会（以下「当委員会」という）、ニュージャージー州司法長官およびカリフォルニア州司法長官が提起した申立てを承認または棄却することなく、和解することに合意した。2件の和解は、PEAキャピタルLLCが以前副顧問をしていた一部のオープンエンド型ファンドにおける「マーケット・タイミング」契約に関するものであった。副管理会社およびその関連会社は、訴訟を和解するために合計68百万ドルを支払うことに合意した。金銭上の支払いに加えて、和解当事者は、マーケット・タイミングに関連した一定のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび開示の修正を行うことに合意し、差止命令および問責決議に同意した。この和解は、本ファンドに関して不適切な活動が行われたことを裏付けるものではない。

2004年2月より、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員は、上述の制度上の和解において争点となった行為と同じまたは同様のことが行われたとされる「マーケット・タイミング」および「収益分配/シェルフ・スペース/指定委託」に関する多数の係属中の訴訟において被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州米国地方裁判所の広域訴訟手続きにまとめられている。これらの事項に関する潜在的な決議は、副管理会社または関連会社に対する損害賠償請求に対する判決または和解、あるいは関連する差止命令に含まれる可能性があるが、制限されるものではない。

上記の内容は、財務書類日現在のものである。

## 9 後発事象：株式の15%に関する現物株式公開買付け

2008年1月14日に、本ファンドの取締役会は、本ファンドが現物株式公開買付けを開始すると公表した。これは、オファーの期日の翌日現在、発行済株式の15%を本ファンドの純資産額の98%に等しい1株当たり純資産額で購入するものである。株式公開買付けは、2008年度第1四半期に開始する予定であり、必要な規制当局の承認を得ることが条件となっている。

## ザ・コリア・ファンド・インク財務ハイライト

各期間を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

(単位：ドル)						
	2007年12月31日 に終了した6ヶ月間 (未監査)	6月30日に終了した事業年度				
		2007年	2006年	2005年	2004年	2003年
期首純資産額	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62	20.20
投資運用活動：						
投資純利益(1)	0.15	0.38	0.33	0.40	0.20	0.17
投資有価証券、現物償還、関連会社への投資および外貨建取引に係る実現純利益(損失)および未実現利益(損失)の増減額	4.15	10.36	9.89	7.80	3.90	(1.90)
投資運用活動からの利益(損失)合計	4.30	10.74	10.22	8.20	4.10	(1.73)
株主に対する配当金および分配の内訳：						
投資純利益	(0.17)	(0.45)	(0.50)	(0.45)	(0.30)	(0.18)
実現純利益	(17.24)	(6.67)	(0.35)	(0.20)		(0.67)
株主に対する配当金および分配合計	(17.41)	(7.12)	(0.85)	(0.65)	(0.30)	(0.85)
資本取引：						
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式分配再投資による純資産額の増加(減少)	(0.46)	0.08	0.40		0.13	0.00†
期末純資産額	29.00	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62
期末時価	26.51	39.59	36.33	27.35	18.85	14.99
総投資利益率データ：(2)						
純資産額	8.94%	31.08%	36.50%	38.43%	24.07%	(8.34)%
時価	12.13%	32.39%	35.72%	49.06%	27.66%	(4.29)%
比率/補足データ：						
期末純資産(単位：千ドル)	832,072	1,033,216	1,048,087	1,300,842	963,133	878,642
平均純資産に対する費用比率	0.97%*	0.96%	0.89%	1.13%	1.27%	1.26%
平均純資産に対する投資純利益比率	0.70%*	0.99%	0.90%	1.58%	0.94%	0.99%
ポートフォリオ回転率	18%	50%	9%	10%	20%	7%
† 1株当たり0.005ドル未満。 * 年次ベースに調整されている。 (1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。 (2) 総投資利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総投資利益率データは、ブローカーの手数料を反映していない。1年未満の総投資利益率データは、年次ベースに調整されていない。						

[次へ](#)

## ザ・コリア・ファンド・インク 投資有価証券明細表

2007年12月31日現在(未監査)

株数		時価(ドル)
	普通株式 - 102.2%	
210,406	航空会社 - 2.1% 大韓航空(a)	\$ 17,080,930
273,101	資本市場 - 2.8% 韓国インベストメント・ホールディングス	23,249,534
34,073	化学 - 3.6% KCCコーポレーション(a)	19,091,946
118,664	LG化学	11,225,047
		<u>30,316,993</u>
329,556	商業銀行 - 10.2% 国民銀行	24,292,895
1,297,260	韓国外換銀行(b)	20,125,411
709,631	新韓金融グループ	40,253,679
		<u>84,671,985</u>
237,139	商業サービスおよび供給品 - 1.7% エスワンコーポレーションズ(a)	14,211,424
170,326	建設およびエンジニアリング - 8.5% GS Engineering & Construction Corp.	28,008,359
239,800	現代開発	23,181,762
205,777	現代エンジニアリング・アンド・コンストラクション (a)(b)	19,130,252
		<u>70,320,373</u>
334,746	消費者金融 - 2.1% サムスン・カード	17,800,013
26,656	各種消費者サービス - 0.9% メガスタディ	7,579,710
307,347	各種工業 - 2.7% LGコーポレーション	22,639,727
299,821	電気機器 - 1.9% LGフィリップスLCD(a)	15,855,071
636,950	電子設備および機器 - 1.6% SEカンパニー・リミテッド(b)(c)	0
213,414	SFA Engineering コーポレーション(a)	13,591,795
		<u>13,591,795</u>
37,262	食品および消費材小売業 - 3.5% 新世界百貨店	28,714,014
166,306	ホテル・レストランおよびレジャー - 1.6% ハナツアー・サービス・インク	13,487,833
101,909	保険 - 3.3% サムスン火災海上保険	27,428,124
	インターネット・ソフトウェアおよびサービス - 4.3%	

552,013  
97,495

LG Dacom Corp.  
NHNコーポレーション(b)

12,416,848

23,248,324

35,665,172

## ザ・コリア・ファンド・インク 投資有価証券明細表

2007年12月31日現在(未監査)(続き)

株数		時価(ドル)
93,947	機械 - 1.5% 斗山重工業建設	\$ 12,485,874
52,938	メディア - 2.9% セイル・コミュニケーションズ・インク	15,866,538
1,075,550	ON*メディア・コーポレーション(a)(b)	7,960,161
		<u>23,826,699</u>
276,625	金属および鉱業 - 8.8% 東国製鋼	13,879,003
98,249	POSCO	59,360,111
		<u>73,239,114</u>
115,924	石油およびガス - 2.7% SKエネルギー・カンパニー・リミテッド	22,113,275
66,417	医薬品 - 1.7% 柳韓(a)	14,334,706
131,186	鉄道 - 1.7% コリア・エクスプレス(b)	14,057,484
106,051	半導体 - 9.1% サムスン電子	62,410,752
297,260	サムスン・テックウィン(a)	13,158,400
		<u>75,569,152</u>
509,463	造船 - 12.1% 大宇造船海洋	27,789,985
114,539	現代重工業	53,386,646
469,160	サムスン重工業	19,913,387
		<u>101,090,018</u>
315,246	タバコ - 3.2% KT&G	26,762,365
415,550	卸売業 - 5.3% 大宇インターナショナル・コーポレーション	17,383,109
356,652	サムスン・コーポレーション	27,058,976
		<u>44,442,085</u>
74,431	ワイヤレス電気通信サービス - 2.4% エス・ケイ・テレコム	19,627,815
	普通株式合計(取得原価431,216,053ドル)	<u>850,161,285</u>
元本金額(千ウォン)		時価(ドル)
転換社債 - 0.0%		
WON 2,161	生活消費財 - 0.0% ヘテ製菓ローン証券、ゼロ・クーポン、	
	償還日2009年11月28日(b)(d)(取得原価0ドル)	<u>0</u>

## ザ・コリア・ファンド・インク 投資有価証券明細表

2007年12月31日現在(未監査)(続き)

株数	時価(ドル)
短期投資 - 6.1%	
51,036,195	
貸付有価証券に投資された担保(e) - 6.1%	
BNYインスティテューショナル・キャッシュ・リザーブズ・ファンド、	
利率5.012%(取得原価51,036,195ドル)	\$ 51,036,195
投資有価証券合計(取得原価482,252,248ドル)(f) - 108.3%	901,197,480
その他の資産を超過する負債 - (8.3)%	(69,125,397)
純資産 - 100.0%	\$832,072,083

投資有価証券明細表に対する注記：

- (a) 貸付有価証券のすべてまたは一部、時価総額は48,132,442ドルである。現金担保51,036,195ドルは、本ファンドによる短期投資購入に伴い受領された。
- (b) 無配当
- (c) 本ファンドは、売却について法的または契約上の制限の対象となる有価証券(以下「制限付有価証券」という)を購入することがある。制限付有価証券は1993年米国証券法の規制に基づき証券取引委員会に登録されていない有価証券である。本ファンドは制限付有価証券を売却することができない場合があり、制限付有価証券の時価の決定はより困難でありうる。さらに、本ファンドの制限付有価証券売却決定から本ファンドが有価証券の売却を許可される、または売却可能となる時点までの期間において、市況がさらに悪化した場合、本ファンドは、売却を決定した時点の価格よりも不利な価格を避けられない可能性がある。そのため、この投資は本ファンドの非流動性のレベルを高める可能性がある。これらの有価証券の将来の時価は不確実であり、これらの有価証券の見積評価額に変更が生じる可能性もある。

制限付有価証券 取得日	取得原価 (ドル)	時価 (ドル)	純資産に占める 割合(%)
SEカンパニー ・リミテッド	2000年12月22日 1,616,637	0	0

- (d) 事業再編成過程にある会社であり、元本のみが返済される。
- (e) 貸付有価証券による現金収入で購入された有価証券。
- (f) 純資産の97.35%にあたる総額810,013,319ドルの有価証券は、財務書類に対する注記の注記1(a)で詳述されており、第三者ベンダーにより提供されるモデリング・ツールを用いて評価された。

用語解説

## WON - 韓国ウォン

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

b) 2006年12月31日に終了した6ヶ月間の中間財務書類  
貸借対照表(未監査)

科目	2006年12月31日現在	
	ドル	千円
<b>資産</b>		
投資有価証券、時価：		
非関連当事者(取得原価307,994,063ドル) (貸付が行われた有価証券100,316,254ドルを含む)	996,425,316	102,701,557
関連当事者 - 注記 I (取得原価11,813,846ドル)	37,650,899	3,880,678
デイリー・アセット・ファンド・インスティテューショナルに 対する投資(取得原価105,364,353ドル)	105,364,353*	10,859,904
キャッシュ・マネジメントQPトラストに対する投資 (取得原価1,010,152ドル)	1,010,152	104,116
投資有価証券合計、時価(取得原価426,182,414ドル)	1,140,450,720	117,546,256
韓国ウォン建預金、時価(取得原価11,943,791ドル)	11,823,567	1,218,655
未収配当金	10,764,327	1,109,479
未収利息	148,744	15,331
その他の資産	45,496	4,689
<b>資産合計</b>	<b>1,163,232,854</b>	<b>119,894,410</b>
<b>負債</b>		
未払保管報酬	117,278	12,088
未払分配金	172,806,789	17,811,196
貸付が行われた有価証券返済に伴う未払金	105,364,353	10,859,904
未払管理報酬	504,600	52,009
その他の未払費用および未払金	919,262	94,748
<b>負債合計</b>	<b>279,712,282</b>	<b>28,829,945</b>
<b>純資産、時価</b>	<b>883,520,572</b>	<b>91,064,465</b>
<b>純資産</b>		
純資産の内訳：		
未分配投資純利益	1,160,981	119,662
未実現評価純利益(損失)：		
投資有価証券	714,268,306	73,619,634
ウォン建取引	(121,722)	(12,545)
累積実現純利益(損失)	116,131,161	11,969,639
自己株式25,738,289株の取得原価	(793,098,270)	(81,744,639)
払込資本	845,180,116	87,112,715
<b>純資産、時価</b>	<b>883,520,572</b>	<b>91,064,465</b>
1株当たり純資産 (883,520,572ドル ÷ 発行済株式数24,270,613株、額面価額0.01ドル、 授権株式数200,000,000株)	36.40	3,752円

\* 貸付有価証券に係る担保金を表す。

添付の注記は財務書類の不可分の一部である。

## 損益計算書(未監査)

科目	自 2006年7月1日 至 2006年12月31日	
	ドル	千円
投資損益		
収益：		
配当金 - 非関連当事者(2,163,609ドルの外国源泉徴収税控除後)	10,939,974	1,127,583
配当金 - 関連当事者(32,243ドルの外国源泉徴収税控除後)	163,171	16,818
利息(7,637ドルの外国源泉徴収税控除後)	50,216	5,176
利息 - キャッシュ・マネジメントQPトラスト	55,155	5,685
デイリー・アセット・ファンド・インスティテューショナルからの収益を含む貸付有価証券による収益(借り手のリベート控除後)	673,047	69,371
収益合計	11,881,563	1,224,633
費用：		
管理報酬	2,924,044	301,381
株主に対するサービス費用	30,434	3,137
保管報酬および会計報酬	805,887	83,063
監査報酬	60,592	6,245
法務報酬	97,760	10,076
取締役への報酬および諸費用	374,545	38,604
株主および年次総会報告費用	233,380	24,054
その他	89,392	9,214
費用合計(費用控除前)	4,616,034	475,775
費用控除	(3,312)	(341)
費用合計(費用控除後)	4,612,722	475,433
投資純利益(損失)	7,268,841	749,199
投資有価証券取引による実現および未実現利益(損失)		
実現純利益(損失)：		
投資有価証券 - 非関連当事者	142,479,495	14,685,362
投資有価証券 - 関連当事者	5,750,098	592,663
ウォン建取引	239,726	24,709
計	148,469,319	15,302,733
当期末実現評価純利益(損失)：		
投資有価証券	(41,780,131)	(4,306,278)
ウォン建取引	(249,315)	(25,697)
計	(42,029,446)	(4,331,975)
投資有価証券取引による純利益(損失)	106,439,873	10,970,758
運用活動による純資産の正味増加(減少)額	113,708,714	11,719,957

添付の注記は財務書類の不可分の一部である。

## 純資産変動表

科目	自 2006年7月1日 至 2006年12月31日(未監査)		自 2005年7月1日 至 2006年6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
純資産の増加(減少)				
運用活動：				
投資純利益(損失)	7,268,841	749,199	10,147,400	1,045,893
投資有価証券取引からの 実現純利益(損失)	148,469,319	15,302,733	451,791,633	46,566,164
投資有価証券取引からの 当期末実現評価純利益(損失)	(42,029,446)	(4,331,975)	(115,325,191)	(11,886,567)
運用活動による純資産の 正味増加(減少)額	113,708,714	11,719,957	346,613,842	35,725,489
株主に対する分配の内訳：				
投資純利益	(10,994,589)	(1,133,212)	(14,981,852)	(1,544,179)
実現純利益	(161,812,200)	(16,677,983)	(10,487,297)	(1,080,926)
ファンド株式取引：				
株式買付け価額	(105,467,939)	(10,870,580)	(573,899,756)	(59,151,848)
ファンド株式取引による純資産の 増加(減少)純額	(105,467,939)	(10,870,580)	(573,899,756)	(59,151,848)
純資産の増加(減少)	(164,566,014)	(16,961,819)	(252,755,063)	(26,051,464)
期首純資産	1,048,086,586	108,026,284	1,300,841,649	134,077,749
期末純資産 (未分配投資純利益それぞれ 1,160,981 ドルおよび4,886,729ドルを含む)	883,520,572	91,064,465	1,048,086,586	108,026,284
その他の情報(単位：株)				
期首発行済株式数	26,967,347		44,701,493	
株式買付け	(2,696,734)		(17,734,146)	
期末発行済株式数	24,270,613		26,967,347	

添付の注記は財務書類の不可分の一部である。

## 財務ハイライト

(単位：ドル)						
	6月30日に終了した事業年度					
	2006年 a	2006年	2005年	2004年	2003年	2002年
<b>1株当たり運用実績データ</b>						
期首純資産	38.87	29.10	21.55	17.62	20.20	13.01
投資活動からの利益(損失)						
投資純利益(損失) b	0.28	0.33	0.40	0.20	0.17	0.11
投資有価証券取引による実現および未実現純利益(損失)	4.29	9.89	7.80	3.90	(1.90)	7.20
投資活動からの利益(損失)合計	4.57	10.22	8.20	4.10	(1.73)	7.31
以下の分配による控除：						
投資純利益	(0.45)	(0.50)	(0.45)	(0.30)	(0.18)	
投資有価証券取引による実現純利益	(6.67)	(0.35)	(0.20)		(0.67)	(0.12)
分配合計	(7.12)	(0.85)	(0.65)	(0.30)	(0.85)	(0.12)
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式分配再投資による純資産の増加	0.08	0.40		0.13	0.00c	0.00c
期末純資産	36.40	38.87	29.10	21.55	17.62	20.20
期末時価	34.17	36.33	27.35	18.85	14.99	16.44
<b>総投資利益率データ</b>						
1株当たり純資産(%) d	13.77**	36.47	38.66	24.15	(8.34)	56.39
1株当たり時価(%) d	14.27**	35.72	49.06	27.66	(4.29)	56.71
<b>平均純資産に対する比率および補足データ</b>						
期末純資産(単位：百万ドル)	884	1,048	1,301	963	879	1,009
費用比率(%)	0.88*	0.89	1.13	1.27	1.26	1.21
投資純利益(損失)比率(%)	0.70e**	0.90	1.58	0.94	0.99	0.69
ポートフォリオ回転率(%)	22*	9	10	20	7	18
a 2006年12月31日に終了した6ヶ月間(未監査)。						
b 期中の平均発行済株式数に基づいている。						
c 価額は1株当たり0.005ドル以下である。						
d 純資産価額に基づく総投資利益率データは、本ファンドの期中の純資産価額の増減を反映している。時価に基づく総投資利益率データは、時価の増減を反映している。各数値は配当金の再投資を含んでいる。これらの数値は、期中において本ファンドの株式が取引される純資産価額に対するディスカウントまたはプレミアムのレベルによって異なる。						
e 2006年12月31日に終了した6ヶ月間における比率は年次ベースの数値に修正されていない。これは、会計年度末が6月30日である本ファンドが、各事業年度の上半期よりも下半期の受取配当金がかなり少ないと考えているためである。						
* 年次ベースの数値に修正されている。						
** 年次ベースの数値に修正されていない。						

## 財務書類に対する注記

## A 重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、修正された1940年の投資会社法の下でメリーランド州法人として設立されたクローズド・エンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録されている。

本ファンドの財務書類は米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されているが、当該原則では経営陣による見積りを採用するよう要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。以下は、財務書類を作成するにあたって、本ファンドが継続して遵守している会計方針である。

## 有価証券の評価

投資は、取引が行われている日々のニューヨーク証券取引所の通常取引終了時に決定される価額で表示されている。持分証券は、当該証券の売買高が最も多い取引所(米国またはその他の外国証券取引所)または店頭市場における直近の売買価格または終値で評価される。売買取引が報告されない有価証券は、関連する市場における直近の買指値と売指値の仲値で評価される。あるいは、仲値が算定されない場合には、直近の買指値で評価される。債券は、本ファンドの取締役によって承認された独立したプライシング・サービスによって評価される。プライシング・サービスが評価を行うことができない場合、有価証券は、ブローカー/ディーラーから入手した適切な直近の買指値または見積価額で評価される。当該サービスは、相場以外に、利回り、クオリティ、クーポン・レート、満期、発行タイプ、トレーディングの特徴およびその他のデータなどの適切な要素を考慮した様々なプライシング・テクニックを利用することがある。

額面価額での満期までの当初または残りの期間が60日以内である金融市場商品は、償却原価で評価される。オープン・エンド型投資会社およびキャッシュ・マネジメントQPトラストに対する投資は、各営業日の純資産価額で評価される。

市場価格が容易に入手可能でない、または上記の評価手続きが公正価値を反映しないと考えられる有価証券およびその他の資産は、取締役によって承認された手続きに従って決定された公正価値を反映するとされる方法で評価される。本ファンドは、韓国証券取引所の営業終了時からニューヨーク証券取引所の営業終了時まで生じた事象を考慮し、韓国の持分証券を評価するために公正価値評価モデルを用いている。

2006年9月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という)は、財務会計基準書第157号「公正価値の測定」(以下「FAS第157号」という)を公表した。FAS第157号は、公正価値を定義し、公正価値の測定に係る枠組みを確立し、また公正価値測定に関する開示範囲を拡大している。FAS第157号は、2007年11月15日より後に開始する会計年度より適用される。2006年12月31日現在、経営陣は、FAS第157号の適用が本財務書類の報告額に影響を及ぼすとは考えていないが、公正価値の測定に使用されるインプットおよび会計期間における損益計算書に計上される測定の一部に係る影響について、さらなる開示が要求されることがある。

## 貸付有価証券

本ファンドは金融機関に有価証券の貸付を行うことができる。本ファンドは、貸付を行った有価証券の実質的所有権を留保し、引き続き当該有価証券による利息および配当金を受け取り、当該有価証券の時価の変動を享受する。本ファンドは、当該有価証券の借り手に対して、少なくとも当該貸付有価証券の価値と同等の価値を有する、流動性を有し担保権が設定されていない資産から成る担保を本ファンドに対して維持するよう要求している。本ファンドは、SECにより発行された適用除外令に従い、現金担保を関連するマネー・マーケット・ファンドの共同取引勘定に投資することができる。本ファンドは、手数料の形で、または借り手のリベート控除後の投資現金担保に係る利息を稼得することによって、有価証券の貸付に係る報酬を受け取る。本ファンドもしくは借り手のどちらからも貸付を終了することができる。本ファンドは、受領した現金担保の価値に関するすべての投資リスクを有している。これは、かかる投資に伴う金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含んでいる(が、これらに限定されない)。

## 外貨換算

本ファンドの帳簿および会計記録は、米ドルで記録されている。外貨建の投資有価証券ならびにその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して米ドルに換算されている。投資有価証券の購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで米ドルに換算されている。

外貨建取引からの実現および未実現純損益は、有価証券取引の約定日と決済日との間に生じた為替差損益、先物為替予約および外貨の売却損益、投資純利益発生額と実際に受け取った米ドル額との差額を表している。為替変動による実現および未実現損益額は個別に開示されていないが投資有価証券の実現および未実現純損益の中に含まれている。

2006年12月31日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=930.00ウォンであった。

## 税金

本ファンドの会計方針は、規制された投資会社に適用される内国歳入法(改正)の条項に従っており、課税対象利益をすべて、本ファンドの株主に分配することになっている。従って、本ファンドは連邦法人所得税を支払っておらず、連邦法人所得税を未払計上する必要もない。

現行の米国 韓国間の租税条約(以下「当条約」という)に基づき、韓国政府は、還付不能な源泉徴収税と住民税を配当に対して合計16.5%および韓国の発行体から本ファンドが稼得した利息に対して13.2%の率で課している。当条約に基づき、実現キャピタル・ゲインについては、韓国では源泉徴収税を課さない。

本ファンドには、株式公開買付けおよび2006年9月27日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の現物償還により、有価証券取引税が総額524,495ドル課された(注記DとKを参照のこと)。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された。

2006年7月、FASBは、解釈指針第48号(以下「FIN第48号」という)「法人税等の不確実性に関する会計 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を発行した。解釈指針は、本ファンドの所得申告(本ファンドが特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。解釈指針は2006年12月15日より後に開始する会計年度より適用される。2006年12月22日に、SECは、本ファンドが2006年12月15日より後に開始する会計年度における最初に要求される財務書類報告期間においてFIN第48号を適用する場合に異議を唱えないことを示した。経営陣は、本ファンドに対する解釈方針の適応評価を始めたが、本ファンドの財務書類への影響がある場合においても、今回はその影響の重要性を予測することは出来ない。

#### 収益および利益の分配

本ファンドの投資純利益は、利益がある場合は、毎年株主に宣言され、分配される。投資有価証券取引による実現純利益のうち、利用可能な繰越キャピタル・ロスを超える部分は、分配が行われなければ本ファンドに課税されるため、少なくとも年に一度株主に分配される。

特定の収益およびキャピタル・ゲインからの分配についての時期および性質は、毎年、連邦税上の諸規則に基づいて決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの相違は、主に、消極的外国投資会社、外貨建有価証券および損失を伴ない売却される一部の有価証券に対する投資に関するものである。その結果、会計期間における投資有価証券取引についての投資純利益(損失)および実現純利益(損失)と当該期間における分配金額との重要な差異が生じる。従って、本ファンドは純資産価額に影響を与えることなく、定期的に資本勘定の科目の一部組替を行うこととなる。

#### 配当収益

配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の発表は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取ることとなる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、適用可能な場合、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に計上される。

#### 偶発債務

通常の業務において、本ファンドは、サービス・プロバイダーと、一般補償条項を含む契約を締結する可能性がある。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、経験に基づき、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

その他

投資有価証券取引は、日々の純資産価額の算定にあたり、約定日の翌日に計上される。しかしながら、財務報告目的上、投資有価証券取引は約定日に報告される。受取利息は発生主義に基づいて計上される。投資取引による実現損益は個別原価主義で計上される。

**B 有価証券の購入および売却**

2006年12月31日に終了した6ヶ月間において、投資有価証券(短期投資および現物償還を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ113,144,152ドルおよび116,016,202ドルであった。

株式公開買付け(注記Kを参照のこと)に関連して、本ファンドは買付け株式(現物償還)に対する支払いとして韓国ポートフォリオ証券および現金を分配した。財務報告目的上、本ファンドは、分配された有価証券の価値が取得原価を超過する範囲まで現物償還による利益を認識している。現物償還により実現された利益は連邦税務上認識されておらず、期末の累積実現純利益(損失)から払込資本に組み替えられた。2006年12月31日に終了した6ヶ月間において、本ファンドはこのような現物償還に対し純利益73,732,966ドルを実現した。

**C 関係者**

運用契約

ドイチェ・バンク・アーゲーの完全所有間接子会社であるドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク(以下「DIMA」または「運用マネージャー」という)との運用契約に基づき、運用マネージャーは投資目的、運用方針、および制限事項に準じて本ファンドの投資を管理する。運用マネージャーは、本ファンドが投資目的として購入、売却あるいは締結する有価証券、金融商品、およびその他の契約を決定する。ポートフォリオ運用に加えて、運用マネージャーは運用契約に基づく特定の管理サービスも提供している。ファンドは、本ファンドの月末純資産に基づき以下の年率で管理報酬を支払う。

本ファンドの月末純資産の250百万ドルまで	0.600%
当該純資産の250百万ドル超500百万ドルまで	0.575%
当該純資産の500百万ドル超750百万ドルまで	0.550%
当該純資産の750百万ドル超10億ドルまで	0.525%
当該純資産の10億ドル超	0.500%

2006年12月31日に終了した6ヶ月間において、運用契約に基づく手数料は、本ファンドの平均月末純資産の実質年率0.56%に相当するものであった。

ドイチェ・バンク・アーゲーの完全所有子会社でもあるドイチェ・インベストメント・トラスト・マネジメント・カンパニー・リミテッド(以下「DeITMC」という)は、本ファンドの副顧問として従事している。DeITMCは、本ファンドのポートフォリオに関する投資顧問および管理サービスを提供している。DeITMCは随時、具体的な投資アドバイスをを行う。DeIMのポートフォリオ・マネージャーは、彼らの専門知識およびファンドの投資決定を行う際その他の情報源からの情報を考慮して当該アドバイスを評価する。マネージャーは、受け取る管理報酬からDeITMCに報酬を支払っている。

#### サービス・プロバイダー手数料

運用マネージャーの関連会社であるDWSスカダー・インベストメンツ・サービス・カンパニー(以下「DWS-SISC」という)は、本ファンドの振替、配当金支払いおよび株主向けサービスのエージェントである。DWS-SISCとDSTシステムズ・インク(以下「DST」という)との間のサブ・トランスファー・エージェンシー契約に従い、DWS-SISCは特定の証券代行および配当金支払エージェント機能をDSTに委任している。DWS-SISCは、DWS-SISCが本ファンドから受け取る株主向けサービス手数料からDSTに報酬を支払っている。2006年12月31日に終了した6ヶ月間における本ファンドのDWS-SISCに対する報酬は16,089ドルであるが、そのうちの8,338ドルが未払いとなっている。

運用マネージャーの子会社であるDWSスカダー・サービス・コーポレーション(以下「DWS-SSC」という)は、本ファンドの株主向けの通信エージェントである。2006年12月31日に終了した6ヶ月間における本ファンドのDWS-SSCに対する報酬は7,500ドルであるが、そのうちの3,750ドルが未払いとなっている。

運用マネージャーの関連会社であるDWSスカダー・ファンド・アカウンティング・コーポレーション(以下「DWS-SFAC」という)もまた、本ファンドの日々の1株当たりの純資産価額の算定ならびに運用資産および会計記録全般の保持を行う責任を有している。DWS-SFACおよびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「SSB」という)とのサブ・アカウンティング契約に従い、DWS-SFACは会計機能をすべてSSBに委任している。DWS-SFACは、DWS-SFACが本ファンドから受け取る会計報酬からSSBに報酬を支払っている。2006年12月31日に終了した6ヶ月間における本ファンドのDWS-SFACに対する報酬は238,765ドルであるが、そのうちの37,236ドルが未払いとなっている。

#### 取締役の報酬および費用

本ファンドは、運用マネージャーに関係していない取締役の各々に顧問料を支払い、さらに様々な委員会業務および取締役会会長に特定金額を支払っている。

#### キャッシュ・マネジメントQPトラスト

SECにより発行された適用除外令に従い、本ファンドは、キャッシュ・マネジメントQPトラスト(以下「QPトラスト」という)および運用マネージャーに管理されたその他の関連ファンドに投資を行うことができる。QPトラストは、資本の保全と流動性の維持と一致するような高い水準の当期利益を得るよう努めている。QPトラストは、関連ファンドのQPトラストに対する投資については、管理報酬を運用マネージャーに支払わない。

#### D 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日までに、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産価額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記Kを参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。当該放棄は、その他の点では、本ファンドの事業に影響を及ぼさない。

現在、韓国の銀行および指定された特定の公開企業ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2006年12月31日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国民銀行など国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または全北銀行など地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。特定の公開企業および電気通信会社に関しては、エス・ケイ・テレコムにおける本ファンドの所有株式は、2006年12月31日現在、外国人による保有制限49%が適用されていた。

#### E 韓国市場に対する投資

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

#### F 本ファンドの所有者

2006年12月31日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCが、本ファンドの発行済株式約21%を保有していた。

## G 信用供与枠

本ファンドおよびいくつかのその他の関連ファンド(以下「参加者」という)は、有価証券の予定外の処理を余儀なくされる突発的なあるいは緊急の事態に備えてJ.P.モルガン・チェース銀行により管理される750百万ドルのリボルビング信用供与枠を共有している。参加者は毎年それぞれの純資産に基づいて割当られた参加料を支払う。利息はFFレートに0.5%を加算して算定される。この契約に基づいて、本ファンドは純資産の5%を上限とする借入を行うことができる。

## H 費用削減

2006年12月31日に終了した6ヶ月間において、運用マネージャーは本ファンドに3,312ドルを返済することに合意した。これは、非関連サービス・プロバイダーに対する事務管理サービスの一部を運用マネージャーが外部委託したことに関連して、運用マネージャーにより実現されると予想される費用の削減分を示している。

## 関連当事者との取引

関連当事者とは、本ファンドが議決権株式の5%以上を所有している会社である。以下は、2006年12月31日に終了した6ヶ月間における本ファンドと関連会社である、あるいは関連会社であった会社との取引内容を要約したものである。

(単位：ドル)

関連会社名	普通 / 優先 株式数 (単位：株)	購入価額 合計	売却価額 合計	実現利益 / 損失合計	受取 配当金 *	2006年 12月31日 現在の時価
サムスン環境管理	505,328		191,899	214,889	13,614	4,258,494
ソウル半導体	951,687		2,600,205	4,587,863	149,557	20,101,473
大邱デパート	663,049		440,432	947,346		13,290,932
			3,232,536	5,750,098	163,171	37,650,899

\* 外国源泉徴収税控除後

## J 株式の買戻し

本ファンドは、本ファンドの株式が1株当たり純資産に対しディスカウントされて取引される場合、公開市場において定期的に株式の買戻しを行う株式買戻しプランを有している。本ファンドは、2006年12月31日に終了した6ヶ月間および2006年6月30日に終了した事業年度において株式の買戻しを行わなかった。

## K 株式公開買付けプログラム

2004年12月15日の本ファンドの取締役会による承認に従い、本ファンドの発行済株式の50%を買い戻すためのオファーのうち、2005年7月8日に、本ファンドは、オファー期日の翌日の純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済普通株式の約50%を表す株式のうち上限22,350,747株までの株式公開買付けを開始した。このオファーにより株式の交換を行う株主は、比例持分の本ファンドのポートフォリオを受領することとなる。当該株式公開買付けは、2005年8月19日まで継続された。買付け株式は14,737,788株であり、その価値は459,612,656ドルであった。当該株式公開買付けは、株主にファンド株式への投資に関する代替流動性資源を提供するため、また本ファンドが株主に付加価値を提供する継続的な取組みの一環として行われた。

将来の買戻しオファーに関するプログラムは、初回オファーの完了後3暦年において、半年毎にオファーを行い、各回においてその時点で発行済の本ファンド株式の10%を、当該オファー期限の翌日の純資産価額の98%の価格で買い戻すことを含んでいる。その後の各オファーについては、前事業年度の半年間の最終日に終了した13週間の測定期間中にニューヨーク証券取引所で取引された本ファンド株式の純資産価額からの週間平均割引率が5%を超えていた場合に、規制当局の承認を得て、受託者責任およびその他の適用ある要件にしたがって行われることとなる。

2005年12月31日に終了した13週間の測定期間に関しては、2006年1月19日、本ファンドはオファー期日の翌日の2006年2月17日の純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、流通株式の約10%である普通株式2,996,370,371株までの株式公開買付けを現金にて開始した。買付けられた株式は2,996,358,371で、その価格は114,287,100ドルであった。

2006年6月30日に終了した13週間の測定期間に関しては、2006年9月29日、本ファンドはオファー期日の翌日の2006年10月27日の純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、流通株式の約10%である普通株式2,696,734株までの株式公開買付けを開始した。買付けられた株式は2,696,734で、その価格は108,155,214ドルであった。

## L 後発事象

2007年1月29日に、取締役会は、( )ファンドとRCM キャピタル・マネジメントLLCとの間の新しい投資運用契約および( )RCMとRCM アジア・パシフィック・リミテッドとの間の副顧問契約を承認した。新しい投資運用契約および副顧問契約の承認を審議するために、臨時株主総会が2007年4月11日に開催される予定である。

また、取締役会は、( )ファンドとRCMとの間の暫定投資運用契約および( )RCMとRCM APとの間の暫定副顧問契約を承認した。各契約は2007年4月1日より適用される。暫定契約は、ファンドの現行の投資運用契約と実質的に同じである。ただし、暫定契約は、副顧問へのファンドのポートフォリオのアクティブ運用の委託を規定している。2007年4月1日より、RCMとRCM APはそれぞれ、株主が新しい投資顧問契約を承認するまでは取締役会が承認した暫定投資顧問契約に基づいて、ファンドの投資運用会社および副顧問会社の役割を果たすことになる。暫定契約に基づいて、RCMがその管理義務をアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLCに委託することが予想される。

[前へ](#)   [次へ](#)

c) 2007年度の財務書類

ザ・コリア・ファンド・インク貸借対照表

科目	2007年6月30日現在	
	ドル	千円
資産：		
投資有価証券、時価、貸付有価証券61,404,602ドル(取得原価552,045,497ドル)を含む	1,097,231,961	113,091,698
現金(取得原価9,627,696ドルおよび時価9,627,557ドルの外貨を含む)	10,228,946	1,054,297
売却投資に関する未収金	4,704,336	484,876
未収配当金および未収利息	784,478	80,856
貸付有価証券未収利息(純額)	116,514	12,009
前払費用	121,534	12,527
資産合計	1,113,187,769	114,736,263
負債：		
貸付有価証券の担保に伴う未払金	64,501,013	6,648,119
投資有価証券購入に伴う未払金	14,368,424	1,480,953
未払投資運用報酬	605,742	62,434
未払費用	496,445	51,169
負債合計	79,971,624	8,242,675
純資産	1,033,216,145	106,493,588
純資産：		
普通株式：		
額面(額面価額0.01ドル、発行済株式数24,270,617株に適用)	242,706	25,016
額面価額を超過する払込資本	134,436,177	13,856,337
未分配投資純利益	1,874,633	193,218
累積実現純利益	351,494,276	36,228,515
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価純利益	545,168,353	56,190,502
純資産	1,033,216,145	106,493,588
1株当たり純資産	42.57	4,388円

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク損益計算書

科目	自 2006年 7月 1日 至 2007年 6月30日	
	ドル	千円
投資収益：		
配当金 (3,333,081ドルの外国源泉徴収税控除後)	16,795,764	1,731,139
関連当事者への投資による配当金 (134,577ドルの外国源泉徴収税控除後)	681,040	70,195
貸付有価証券による収益	1,247,941	128,625
利息 (16,730ドルの外国源泉徴収税控除後)	215,272	22,188
投資収益合計	18,940,017	1,952,148
費用：		
投資管理報酬	5,795,652	597,358
保管報酬	1,078,298	111,140
取締役への報酬および諸費用	787,535	81,171
会計報酬	466,772	48,110
法務報酬	432,000	44,526
株主に対するコミュニケーション費用	354,548	36,543
監査および税務サービス報酬	113,437	11,692
支払保険料	91,102	9,390
証券代行報酬	67,409	6,948
ニューヨーク証券取引所上場手数料	30,284	3,121
その他	84,557	8,715
費用合計	9,301,594	958,715
費用控除	(5,505)	(567)
費用純額	9,296,089	958,148
投資純利益	9,643,928	994,000
実現利益(損失)および未実現利益(損失)の増減：		
実現純利益(損失)の内訳：		
投資有価証券	327,847,250	33,791,216
現物償還	73,732,966	7,599,657
関連当事者への投資	64,782,425	6,677,125
外貨建取引	(1,594,605)	(164,356)
未実現評価純利益 / 損失の純増減額：		
投資有価証券	(210,861,973)	(21,733,544)
外貨建取引	(145,704)	(15,018)
投資有価証券および外貨建取引による実現純利益および未実現利益の増減	253,760,359	26,155,080
投資運用活動による純資産の正味増加額	263,404,287	27,149,080

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク純資産変動表

科目	自 2006年 7月 1日 至 2007年 6月30日		自 2005年 7月 1日 至 2006年 6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
投資運用活動：				
投資純利益	9,643,928	994,000	10,147,400	1,045,893
投資有価証券取引、現物償還、関連当事者への投資および外貨建取引からの実現純利益	464,768,036	47,903,641	451,791,633	46,566,164
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価利益 / 損失の正味増減額	(211,007,677)	(21,748,561)	(115,325,191)	(11,886,567)
投資運用活動による純資産の正味増加額	263,404,287	27,149,080	346,613,842	35,725,489
株主に対する配当金および分配の内訳：				
投資純利益	(10,994,589)	(1,133,212)	(14,981,852)	(1,544,179)
実現純利益	(161,812,200)	(16,677,983)	(10,487,297)	(1,080,926)
株主に対する配当金および分配合計	(172,806,789)	(17,811,196)	(25,469,149)	(2,625,105)
キャピタル・シェア取引：				
株式買付け価額	(105,467,939)	(10,870,580)	(573,899,756)	(59,151,848)
純資産の減少合計	(14,870,441)	(1,532,696)	(252,755,063)	(26,051,464)
純資産：				
期首純資産	1,048,086,586	108,026,284	1,300,841,649	134,077,749
期末純資産 (未分配投資純利益それぞれ1,874,633ドルおよび4,886,729ドルを含む)	1,033,216,145	106,493,588	1,048,086,586	108,026,284
その他の情報(単位：株)：				
期首発行済株式数	26,967,347		44,701,493	
株式買付け	(2,696,730)		(17,734,146)	
期末発行済株式数	24,270,617		26,967,347	

財務書類に対する注記を参照のこと。

## ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記

2007年6月30日

### 1. 組織および重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、修正された1940年の投資会社法の下でメリーランド州法人として設立されたクロズド・エンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録されている。

本ファンドは、韓国企業の有価証券(主に持分証券)への投資を通じて長期キャピタル・ゲインを追求している。

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は財務書類の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

通常の業務において、本ファンドは、一般補償条項を含む契約を締結する。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

2006年7月、財務会計基準審議会は、解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を発行した。解釈指針は、本ファンドのようなパス・スルー事業体を含む全事業体について、本ファンドの所得申告(事業体が特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。解釈指針は2006年12月15日より後に開始する事業年度より適用され、効力発生日現在、税務上の全事業年度に適用される予定である。経営陣は最近、本ファンドに対する解釈指針の適用評価を開始したため、本ファンドの財務書類への影響がある場合においても、今回はその影響の重要性を予測することは出来ない。2006年12月22日に、証券取引委員会は、本ファンドが2006年12月15日より後に開始する事業年度における最初に要求される財務書類報告期間において、NAVの算定について直近のNAVの算定までに解釈指針を適用する場合に異議を唱えないことを公表した。従って、本ファンドは、2007年12月31日までに解釈指針に準拠することが要求される。

2006年9月、財務会計基準審議会は、財務会計基準書(以下「SFAS」という)第157号「公正価値測定」を公表した。SFAS第157号は、公正価値の定義を明確にし、当初の認識後の中間および年次会計期間の資産および負債を測定するために公正価値の使用に関する開示範囲を拡大するよう会社に要求している。SFAS第157号の適用により、測定日の市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却時に受け取る価格、または負債の譲渡時に支払う価格の使用が要求される。SFAS第157号は、2007年11月15日より後に開始する事業年度、および当該事業年度における中間期間に関して発行される財務書類に適用される。現時点において、本ファンドは、今後の適用について判断するために当該基準書を現在の評価方針と比較検討している最中である。

以下は、本ファンドが採用した重要な会計方針の要約である。

## (a) 投資有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能なポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、時価で計上される。市場価格が容易に入手可能でない、または有価証券の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある事象が発生する場合、ポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、取締役会が設定した指針に従って公正に、公正価値で評価される。本ファンドの投資有価証券は、ディーラーの指値により提供される価格を用いて、またはかかる有価証券に対するプライマリー・マーケットである取引所における直近の売買価格、あるいは店頭市場がプライマリー・マーケットである当該有価証券または売買取引がない上場有価証券に対する直近の仲値を用いて評価される。満期までの期間が60日以内である短期有価証券は、満期までの当初の期間が60日以内である場合は償却原価で評価され、満期までの当初の期間が60日を超過する場合は満期の61日前にその価値を償却することにより評価される。本ファンドが有価証券を評価するのに使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なる可能性があり、その差額は財務書類に対して重要となる可能性がある。本ファンドの純資産価額は通常、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)の取引が行われている日々のNYSEの通常取引終了時(通常東部標準時午後4時)に決定される。

特定の持分証券またはその他の金融商品の価格は、NYSEの通常取引終了時より前に決定される可能性がある。有価証券が公正価値で評価される場合、本ファンドは特に、関連する市場の取引終了時より後および本ファンドの純資産価額が算定されるより前に発生する重要な事象(米国有価証券の価値または証券指標の変動を含めるために考慮される可能性がある)を考慮する。韓国の持分証券に関して、本ファンドは、第三者ベンダーにより提供されるモデリング・ツールを用いて有価証券を公正価値で評価する可能性がある。本ファンドは、韓国の持分証券の公正価値の決定を支援するために統計調査サービスを受けている。このサービスは、公正価値の見積りを支援するために市場に関する過去の実績およびその他の経済データに基づく統計およびプログラムを使用している。本ファンドが韓国の持分証券に適用する公正価値の見積りは、当該証券の売却により実現される価額と異なる可能性がある。

## (b) 投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、約定日に計上される。受取利息は外国源泉徴収税を控除して発生主義に基づいて計上される。投資取引による実現損益は個別原価主義で計上される。

配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の中間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の発表は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取ることとなる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、適用可能な場合、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に計上される。

(c) 連邦法人所得税

本ファンドは、課税対象利益をすべて分配し、規制された投資会社に適用される1986年米国内国歳入法(改正)の条項に従う意向である。従って、米国連邦法人所得税に対する引当金は要求されていない。

現行の米国 韓国間の租税条約(以下「当条約」という)に基づき、韓国政府は、還付不能な源泉徴収税と住民税を配当に対して合計16.5%および韓国の発行体から本ファンドが稼得した利息に対して13.2%の率で課している。当条約に基づき、実現キャピタル・ゲインについては、韓国では源泉徴収税を課さない。

本ファンドには、株式公開買付けおよび2006年9月27日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の現物償還により、有価証券取引税が総額524,495ドル課された(注記1(d)および8を参照のこと)。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された。

(d) 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日までに、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産価額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記8を参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。本ファンドは、当該放棄がその他の点では本ファンドの事業に影響を及ぼさないと予想している。

現在、韓国の銀行および指定された特定の公開企業ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2007年6月30日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国民銀行など国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または全北銀行など地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。特定の公開企業および電気通信会社に関して、エス・ケイ・テレコムにおける本ファンドの所有株式には、2007年6月30日現在、外国人による保有制限49%が適用されていた。

#### (e) 配当金および分配

本ファンドは通常、投資純利益による配当金および実現キャピタル・ゲイン純額の分配がある場合は毎年宣言する。本ファンドは、配当落日に株主への配当金および分配を計上する。投資純利益および実現キャピタル・ゲイン純額による配当金および分配の金額は、連邦法人所得税上の規定に準拠して決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの会計上と所得税上の差異("book-tax" differences)は、一時的または永続的な性質のいずれかであると考えられる。これらの差異が永続的な性質である限り、かかる金額は、法人所得税上の会計処理に基づいて資本勘定の科目内で組替えられる。一時的な差異には組替が要求されない。配当金および/または分配が連邦法人所得税上の当期および累積利益を超過する範囲まで、かかる利益は払込剰余金の元本超過部分の配当金および/または分配として計上される。

特定の収益およびキャピタル・ゲインからの分配についての時期および性質は、毎年、連邦税上の諸規則に基づいて決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの相違は、主に、消極的外国投資会社、外貨建有価証券および損失を伴ない売却される一部の有価証券に対する投資に関するものである。その結果、会計期間における投資有価証券取引についての投資純利益(損失)および実現純利益(損失)と当該期間における分配金額との間に重要な差異が生じる。従って、本ファンドは純資産価額に影響を与えることなく、定期的に資本勘定の科目の一部組替を行うこととなる。

#### (f) 外貨換算

本ファンドの会計記録は、以下のとおり米ドルで記録されている。(1)投資有価証券の外貨建の時価ならびに外貨建のその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して換算されている。(2)購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで換算されている。その結果生じる為替差損益純額は、損益計算書に含まれている。

本ファンドは通常、有価証券の時価の変動により生じた経営成績のぶれから為替変動の結果生じた経営成績のぶれを切り離していない。従って、かかる為替差損益は、投資有価証券に係る実現および未実現損益純額に含まれている。しかしながら、本ファンドは、米国連邦法人所得税上の諸規則に従って、外貨建債務の売却または満期時の損益を算定する場合に為替変動の影響を切り離している。かかる金額は、財務報告および法人所得税上の報告目的で為替差損益として分類される。

2007年6月30日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=923.85ウォンであった。

(g) 貸付有価証券

本ファンドは、有価証券の貸付に従事している。貸付は、常に少なくとも貸付有価証券の時価と同等の価値を有する担保により保証されている。貸付期間において、本ファンドは、借り手からの手数料を受け取るおよび/または現金担保の投資に係る利息を稼得する間、引き続き貸付有価証券に係る配当金または同等の金額を受け取る。貸付有価証券による収益は、損益計算書にそのように開示されている。借り手に支払われる交渉によるリベートおよび取引費用控除後の現金担保の投資による収益は、本ファンドと仲介業者の間で配分される。貸付有価証券に対して受け取った現金担保は投資有価証券明細表において識別される有価証券に投資されており、対応する負債は貸借対照表において認識される。貸付は、本ファンド又は借り手の意思により終了される。

貸付の終了時に、借り手は、貸付有価証券と同一の有価証券を貸し手に戻す。本ファンドは、有価証券の貸付に関して、合理的な仲介手数料、一般管理手数料および保管手数料を支払う可能性があり、また担保に関して稼得した利息を借り手と分配する可能性がある。本ファンドは、有価証券の借り手が財政上破綻した場合、貸付有価証券の回収の遅延または権利喪失のリスクにさらされている。本ファンドはまた、現金担保で購入した有価証券の価値が低下した場合の損失のリスクにさらされている。

(h) リスクの集中

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

## 2 投資運用会社 / 副顧問会社 / 管理会社および関係者

2007年1月25日に、本ファンドの取締役会は、2007年4月1日より(暫定契約について)および株主の承認時に(長期契約について)、RCM キャピタル・マネジメントLLC(以下「投資運用会社」という)、RCM アジア・パシフィック・リミテッド(以下「副顧問会社」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「副管理会社」という)との、暫定および長期の投資運用契約、管理契約、副顧問契約および副管理契約を承認した。長期契約は、2007年4月11日の臨時株主総会で本ファンドの株主により承認された(株主の承認が要求されない副管理契約を除く)。取締役会の監視のもとで、投資運用会社は、直接または選任された他者を通じての運用、本ファンドの投資活動、企業事象、およびその他の管理状況に対して責任を有する。

CFAのレイモンド・チャン氏は、本ファンドの主要ポートフォリオ・マネージャーである。彼は、2007年より本ファンドの主要ポートフォリオ・マネージャーであり、1998年より副顧問会社の香港バランズド・インベストメント・コミッティーの委員長である。サン・ウォン・キム氏は、2007年より本ファンドの共同ポートフォリオ・マネージャーである。2007年に副顧問会社に加わる前は、キム氏は2005年から2007年までシュロダー・インベストメントの投資アナリストであった。それより前には、彼は2003年から2005年まではサムスン証券の株式リサーチ・アナリストであり、1998年から2001年までは韓国企業の戦略的課題に関する経営コンサルタントとしてアドバイスを行っていた。

投資運用会社は、本ファンドの投資を管理し、本ファンドに対する管理サービスを提供するために、それぞれ関連会社である副顧問会社および副管理会社を保有している。本ファンドとの投資運用契約に従い、投資運用会社は、以下の年率で毎月支払われる年間手数料を受け取る。本ファンドの2億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.75% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して0.725% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.70% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.675% 10億ドルを超える本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.65%。本ファンドではなく投資運用会社が、受取手数料の一部をサービスの対価として副顧問会社および副管理会社に支払う。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、上場保険金融サービス会社であるアリアンツSEの完全所有間接子会社である。

2006年7月1日から2007年3月31日までの期間において、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク(以下「DeIM」という)およびドイチェ・バンク・アーゲーの完全所有子会社であるドイチェ・インベストメント・トラスト・マネジメント・カンパニー・リミテッド(以下「DeITMC」という)はそれぞれ、本ファンドの投資運用会社 / 管理会社および副顧問会社として従事していた。本ファンドは、DeIMに以下の年率で毎月管理報酬を支払った。本ファンドの2億5,000万ドルまでの月末純資産に対して年率0.60% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの月末純資産に対して0.575% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの月末純資産に対して年率0.55% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの月末純資産に対して年率0.525% 10億ドルを超える本ファンドの月末純資産に対して年率0.50%。

2007年6月30日に終了した事業年度において、本ファンドは、本ファンドの日々の平均純資産価額の実質年率0.60%で投資運用報酬を支払った。

2007年4月1日より前に、DeIMの一部の関連会社は、本ファンドの特定のサービスの提供または提供を保証することについて本ファンドから手数料を受け取った。2006年7月1日から2007年3月31日までの期間において、本ファンドは、ファンドの会計処理12,150ドル、証券代行/株主向けサービス343,615ドル、株主に対するコミュニケーション・サービスに関して11,250ドルをDeIMの関連会社に支払った。さらに、この期間において、DeIMは、本ファンドに5,505ドルを返済した。これは、事務管理サービスの一部をDeIMが非関連サービス・プロバイダーに外部委託したことによって、DeIMにより実現されると予想される手数料の削減分である。

### 3 本ファンドの非基本的投資運用規制

新しい投資運用会社への移行に関連して、取締役会および投資運用会社は、本ファンドの直近の登録届出書に記載されている本ファンドの過去の投資方針を検討した。取締役会および投資運用会社は、登録届出書にもはや適用されていない規制による多くの専門的制限事項が含まれていることに気付いた。本ファンドの投資運用目的の追求の際に投資運用会社を不必要に制限することを避けるために、2007年3月27日に、取締役会は、株主の承認なしで変更できないものを除いて、ファンドの投資運用規制をすべて廃止した。

### 4 有価証券投資

2007年6月30日に終了した事業年度において、投資有価証券(短期投資および現物償還を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ487,077,992ドルおよび640,110,898ドルであった。

株式公開買付け(注記8を参照のこと)に関連して、本ファンドは買付け株式(現物償還)に対する支払いとして韓国ポートフォリオ証券および現金を分配した。財務報告目的上、本ファンドは、分配された有価証券の価値が取得原価を超過する範囲まで現物償還による利益を認識している。現物償還により実現された利益は連邦税務上認識されておらず、期末の累積実現純利益(損失)から払込資本に組み替えられた。2007年6月30日に終了した事業年度において、本ファンドはこのような現物償還に対し純利益73,732,966ドルを実現した。

## 5 関連当事者との取引

関連当事者とは、本ファンドが議決権株式の5%以上を所有または支配している、あるいは議決権を有する会社である。2007年6月30日に終了した事業年度において、関連当事者との取引内容は以下のとおりである。

(単位：ドル)

関連会社名	普通 / 優先 株式数 (単位：株)	取得原価	収入	実現利益 (損失)	受取 配当金**	2007年 6月30日 現在の時価
サムスン環境管理*			4,590,034	2,177,376	13,604	
サムスン火災海上 保険*	285,242		30,003,820	24,710,088	362,227	54,958,138
ソウル半導体*	182,693		39,638,417	30,142,872	76,861	10,678,597
大邱デパート*			13,374,244	7,752,089	228,348	

\* 2007年6月30日現在関連会社ではない。

\*\* 外国源泉徴収税控除後。

## 6 法人所得税情報

配当金および分配支払額の税務上の性質は以下のとおりであった。

(単位：ドル)

	6月30日に終了した事業年度	
	2007年	2006年
経常利益	11,164,483	14,981,852
長期キャピタル・ゲイン	161,642,306	10,487,297

2007年6月30日現在、分配可能利益の税務上の性質の内訳は、経常利益1,874,633ドルおよび長期キャピタル・ゲイン351,494,276ドルであった。

2007年6月30日に終了した事業年度において、永続的な会計上と所得税上の差異は主に、外貨建および現物償還取引、税務上の均等化および株式公開買付費用によるものであった。これらの調整は、未分配投資純利益を1,661,435ドル減少、累積実現純利益を80,935,602ドル減少および払込剰余金を82,597,037ドル増加するものであった。

ポートフォリオ証券552,045,497ドルの原価基準は、連邦法人所得税および財務報告目的上、実質的に同じである。時価が税務上の原価を上回っている有価証券の未実現評価総利益は、546,885,807ドルである。税務上の原価が時価を上回っている有価証券の未実現評価総損失は、1,699,343ドルである。連邦法人所得税課税上の未実現評価純利益は、545,186,464ドルである。

## 7 株式の買戻し

取締役会は、本ファンドの株式が1株当たり純資産に対しディスカウントされて取引される場合、本ファンドが公開市場において定期的に株式の買戻しを行うことを承認している。取締役会による定期的な見直しにより、買戻しは、本ファンドの投資運用会社が本ファンドの目標が達成されると考える時期および金額で行われる可能性がある。市況、運用可能な資金、規制基準および代替的投資機会により、かかる買戻しは以下のとおり制限される。(1)当該暦年度の期首に発行済の株式の5%、(2)当暦年度の配当金に関して発行される株式の見積り、(3)前暦年度に購入について授権された株式のうち購入されていない数。買戻しについて授権された株式数の測定において、当暦年度の配当金に関連する株式は、前暦年度の配当金に関して発行された株式数の50%で、または本ファンドの投資運用会社が当該暦年度の配当金に関してより正確な予測を有する暦年度における期間までに見積もられる。この見積りに基づいて行われた買戻しは、実際の配当金または関連する株式の発行が予測を下回っていても、引き続き授権される。本ファンドは、2007年6月30日および2006年6月30日に終了した事業年度において株式の買戻しに従事していなかった。

## 8 株式公開買付け

2006年9月29日に、本ファンドはオファー期日の翌営業日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済株式の約10%である普通株式2,696,734株までの株式公開買付けを開始した。このオファーにより株式の交換を行う株主は、本ファンドのポートフォリオの比例持分を受領することとなる。当該株式公開買付けは、2006年10月30日まで継続された。買付けられた株式は2,696,730株で、その価格は105,467,939ドルであった。

2006年1月19日に、本ファンドはオファー期日の翌営業日の2006年2月17日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、発行済株式の約10%である普通株式2,996,370株までの株式公開買付けを現金にて開始した。買付けられた株式は2,996,358株で、その価格は114,287,100ドルであった。

2005年7月8日に、本ファンドは、オファー期日の翌営業日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済株式の約50%である普通株式22,350,747株までの株式公開買付けを開始した。このオファーにより株式の交換を行う株主は、比例持分の本ファンドのポートフォリオを受領することとなる。当該株式公開買付けは、2005年8月19日まで継続された。買付けられた株式は14,737,788株で、その価格は459,612,656ドルであった。

## 9 ファンドの所有者

2007年6月30日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCは、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCが行った規制当局への報告によれば、本ファンドの発行済株式約22%を実質的に所有していた。

## 10 訴訟手続き

この開示は、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員に関連している。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、以下に記載されている事象が本ファンドまたは本ファンドに関連する各投資顧問活動を行う能力に重大な悪影響を及ぼす可能性はないと考えている。

2004年6月および9月に、副管理会社、一部の関連会社（アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ディストリビューターズLLC、PEAキャピタルLLCおよびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカを含む）は、副管理会社が投資顧問である一部のオープン・エンド型ファンドに関して、連邦および州証券法の違反を主張する証券取引委員会（以下「当委員会」という）、ニュージャージー州司法長官およびカリフォルニア州司法長官が提起した申立てを承認または棄却することなく、和解することに合意した。（当委員会およびニュージャージー州との）2件の和解は、PEAキャピタルLLCが副顧問をしていた一部のオープン・エンド型ファンドにおける「マーケット・タイミング」契約に関するものであった。（当委員会およびカリフォルニア州との）2件の和解は、オープン・エンド型ファンドのブローカー/ディーラーとの「シェルフ・スペース」契約の資金調達に現金およびファンドのポートフォリオ手数料を使用した疑惑に関するものであった。副管理会社およびその関連会社は、マーケット・タイミングに関する訴訟を和解するために合計68百万ドルおよびシェルフ・スペースに関する訴訟を和解するために合計20.6百万ドルを支払うことに合意した。金銭上の支払いに加えて、和解当事者は、マーケット・タイミング、委託手数料、収益分配およびシェルフ・スペース契約に関して、特定のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび開示の改正を行うことに合意し、差止命令および問責決議に同意した。この和解は、本ファンドに関して不適切な活動が行われたことを裏付けるものではない。

2004年2月より、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員は、上述の制度上の和解において争点となった行為と同じまたは同様のことが行われたとされる「マーケット・タイミング」および「収益分配/シェルフ・スペース/指定委託」に関する多数の係属中の訴訟において被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州米国地方裁判所の広域訴訟手続きにまとめられ、収益分配/シェルフ・スペース/指定委託訴訟はコネチカット州米国地方裁判所にまとめられている。これらの事項に関する潜在的な決議は、副管理会社または関連会社に対する損害賠償請求に対する判決または和解、あるいは関連する差止命令に含まれる可能性があるが、制限されるものではない。

上記の内容は、財務書類日現在のものである。

## 11 後発事象：本ファンドの投資運用方針の変更

2007年8月21日に開催された臨時株主総会において、本ファンドの取締役会は、本ファンドの投資方針の変更を承認した。これは2007年11月1日より適用されると予想される。新しい投資方針により、ポートフォリオ・マネージャーは、より柔軟に韓国の有価証券および企業に投資することができる。新しい投資方針の内容は以下のとおりである。

本ファンドの運用方針とは、正常な市況の下で、その純資産の少なくとも80%（プラス投資目的の借入金）を韓国企業の有価証券および韓国企業の評価額に基づいて評価される金融商品に投資することである。これらの目的において、「韓国企業」にはその有価証券が韓国証券取引所で取引される企業が含まれている。

## ザ・コリア・ファンド・インク財務ハイライト

各年度を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

(単位：ドル)					
	6月30日に終了した事業年度				
	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年
期首純資産	38.87	29.10	21.55	17.62	20.20
投資活動：					
投資純利益(2)	0.38	0.33	0.40	0.20	0.17
投資有価証券、現物償還、関連会社および外貨建取引への投資による実現および未実現純利益(損失)	10.36	9.89	7.80	3.90	(1.90)
投資活動からの利益(損失)合計	10.74	10.22	8.20	4.10	(1.73)
株主への配当金および分配の内訳：					
投資純利益	(0.45)	(0.50)	(0.45)	(0.30)	(0.18)
実現純利益	(6.67)	(0.35)	(0.20)		(0.67)
株主への配当金および分配合計	(7.12)	(0.85)	(0.65)	(0.30)	(0.85)
キャピタル・シェア取引：					
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式分配再投資による純資産の増加	0.08	0.40		0.13	0.00(3)
期末純資産	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62
期末時価	39.59	36.33	27.35	18.85	14.99
総投資利益率データ：(1)					
純資産	31.08%	36.50%	38.43%	24.07%	(8.34)%
時価	32.39%	35.72%	49.06%	27.66%	(4.29)%
比率/補足データ：					
期末純資産(単位：千ドル)	1,033,216	1,048,087	1,300,842	963,133	878,642
平均純資産に対する費用比率	0.96%	0.89%	1.13%	1.27%	1.26%
平均純資産に対する投資純利益(損失)比率	0.99%	0.90%	1.58%	0.94%	0.99%
ポートフォリオ回転率	50%	9%	10%	20%	7%
<p>(1) 総投資利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この算定は、すべての配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。2007年6月30日に終了した事業年度より前の期間における本ファンドの純資産(以下「NAV」という)の総投資利益率データは、配当落日のNAVで配当金の再投資を反映するように修正されている。総投資利益率データは、ブローカーの手数料を反映していない。</p> <p>(2) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。</p> <p>(3) 価額は1株当たり0.005ドル以下である。</p>					

## 2 【その他】

### (1) 決算日後の状況

2008年1月14日、本ファンド取締役会は、発行済株式の15%を対象として、現物による株式公開買付け（1株当たり価格は公開買付け期間末日の翌日の本ファンド純資産額（NAV）の98%相当額とする。）を開始する予定であると発表した。本株式公開買付けは、2008年3月20日に開始し、2008年4月21日に終了する予定である。

### (2) 訴訟

下記は、平成19年12月28日に提出した有価証券報告書に記載した訴訟に関する事項である（専ら同報告書提出日現在の状況を述べたものである。）が、同報告書提出日以降当半期中に、当該事項に重大な変更はなかった。

以下の開示事項は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「AGIFM」という。)と、その一定の関連会社および従業員に関するものである。下記の事柄は、AGIFMを副管理人に任命する以前に発生した。投資運用会社、副顧問およびAGIFMは、これらの事項が本ファンドに対して、または本ファンドに関する投資顧問活動および管理業務を行うそれぞれの能力に対して、重大な悪影響を与える可能性は低いと考えている。

米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)、ニュージャージー州司法長官およびカリフォルニア州司法長官は、本ファンドの投資運用会社が投資顧問としてサービスを提供している一定のオープン・エンド型ファンドについて、連邦および州の証券法に違反しているとの主張に基づいて訴訟を提起していたが、AGIFMおよびその一定の関連会社は、2004年6月と9月に、当該主張の内容を承認または否認することなく、和解することに合意した。2件の(SECおよびニュージャージー州との)和解は、AGIFMの関連会社から副顧問サービスを受けている一定のオープン・エンド型ファンドが行った「マーケット・タイミング」と呼ばれる手法に関するものである。2006年2月、原告らは自主的にRCMをマーケット・タイミング併合訴訟から免訴した。また、(SECおよびカリフォルニア州との)2件の和解は、証券会社との間のオープン・エンド型ファンド向け「シェルフ・スペース」契約の資金を賄うために、現金およびファンド・ポートフォリオによる手数料を使用したとの主張に関するものである。AGIFMおよびその関連会社は、マーケット・タイミングに関する訴訟の和解金として合計68百万ドルを、またシェルフ・スペースに関する訴訟の和解金として20.6百万ドルを支払うことに合意した。このような金銭の支払いに加え、和解に応じた当事者らは、マーケット・タイミング、売買委託手数料、利益シェアリング、およびシェルフ・スペース契約に関して、コーポレート・ガバナンス(企業統治)、コンプライアンス(法令遵守)、およびディスクロージャー(開示)手続きの一定の変革を行うことに合意し、また排除命令および譴責処分に同意した。いずれの和解においても、本ファンドについて不適切な行為がなされたとの主張は行われなかった。

2004年2月以降、AGIFMとその一定の関連会社および従業員は、「マーケット・タイミング」および「利益シェアリング/シェルフ・スペース/ディレクテッド・ブローカレッジ」に関して、上述の規制当局との和解において対象となった行為と同じかまたは同様の行為があったと主張して係属中の、数多くの訴訟の被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州地区連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合され、利益シェアリング/シェルフ・スペース/ディレクテッド・ブローカレッジ訴訟はコネチカット州地区連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合されている。これらの案件が解決する際には、AGIFMもしくはその関連会社に対して損害賠償の支払いを要求する判決もしくは和解、または関連する差止命令(ただしこれらに限られない。)が下される可能性がある。投資運用会社および副顧問は、これらの案件が本ファンドに対して、または本ファンドに関する投資顧問活動を行うそれぞれの能力に対して、重大な悪影響を与える可能性は低いと考えている。

### 3 【日米の会計慣行の相違】

添付の中間財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている。従って、特定の会計処理についてはわが国の会計原則とは異なった取り扱いがなされており、その主要な相違点のうち、本報告書について該当するものは次のとおりである。

#### 中間財務情報の開示

米国では、前事業年度財務情報との対比で中間財務情報を開示することは要求されていない。日本では、中間財務情報を開示する場合、前事業年度の中間財務書類を比較形式で開示することが要求されている。

## 第7 【外国為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨(米ドル)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略。

## 第8 【提出会社の参考情報】

本ファンドは、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に下記の書類を関東財務局長殿に提出している。

(書類名)	(提出日)
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	平成19年12月14日
有価証券報告書	平成19年12月28日
半期報告書の訂正報告書	平成20年3月26日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年3月26日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項なし。